

# 知的財産権担保融資の 新たな可能性<sup>1</sup>

## 新産業を創出するための地域金融のあり方

---

早稲田大学政治経済学部経済学科

藪下史郎ゼミナール第 12 期生

2004年12月12日（日）

---

<sup>1</sup>本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、藪下史郎教授（早稲田大学）、蟻川靖浩助教授（早稲田大学ファイナンス研究科）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 執筆者

- 大島 敬之<sup>2</sup> (第2章)  
川崎 正和<sup>3</sup> (第3章)  
桑原 聖知<sup>4</sup> (第1章、出版本編集)  
姜 曄胤<sup>5</sup> (はじめに)  
高木 明生<sup>6</sup> (第1章)  
高橋 伸也<sup>7</sup> (第3章)  
戸田 準之助<sup>8</sup> (第1章、総括)  
新田 達也<sup>9</sup> (第4章、要旨)  
船津 康二<sup>10</sup> (第2章)  
伏見 遼<sup>11</sup> (第3章)  
三浦 雄大<sup>12</sup> (第2章)  
山元 陽介<sup>13</sup> (第1章、総括)

---

<sup>2</sup> 早稲田大学政治経済学部3年藪下史郎ゼミ (takayuki81983@ruri.waseda.jp)  
<sup>3</sup> 同上 (masa-system.1031@ruri.waseda.jp)  
<sup>4</sup> 同上 (kuwa22@ruri.waseda.jp)  
<sup>5</sup> 同上 (delvan@fuji.waseda.jp)  
<sup>6</sup> 同上 (ak-990.s300@asagi.waseda.jp)  
<sup>7</sup> 同上 (dorachan.f@moegi.waseda.jp)  
<sup>8</sup> 同上 (jupiter\_24@ruri.waseda.jp)  
<sup>9</sup> 同上 (tatsuya4946.com@toki.waseda.jp)  
<sup>10</sup> 同上 (potatee-st87.vvv@asagi.waseda.jp)  
<sup>11</sup> 同上 (orange@fuji.waseda.jp)  
<sup>12</sup> 同上 (ytmr-0525@moegi.waseda.jp)  
<sup>13</sup> 同上 (yo-suke0117@akane.waseda.jp)

# 要旨

---

本稿は、中小企業金融の現状と問題点を金融機関サイド、資金需要者サイドの双方から考察し、双方の現状、問題点を打破するために知的財産権担保融資という新たな融資チャネルの確立の必要性を説き、知的財産権担保融資発展策を提言することを目的としている。

まず、地域金融機関は都市銀行に比べ、企業への貸出に占める中小企業への貸出比率が高いが、貸出金額は減少しているという現状を確認した。金融機関サイドから、この理由を検証すると、①中小企業は、概して売上増など積極的理由がなく財務体質がよくないこと、②規模の小さい業態は預金・貸出金利鞘は大きいものの経費率も高いことがあげられる。既述の理由に加え、中小企業の多くが担保資産を多くは有していないとなると、金融機関サイドに融資のインセンティブが少ないのは当然である。

また、一方で中小企業は、金利が多少高くても資金が必要となったときに借りられることを重要視していることを確認した。

知的財産権担保融資は、物件担保や信用力が不足している企業でも、市場性のある知的財産権を所持していれば、融資を受けられる仕組みである。したがって、担保資産を求めている金融機関サイドにとっても資金需要者サイドにとっても知的財産権担保融資発展の期待は大きいといえる。

このような性格を持つ知的財産権担保融資であるが、2004年の融資実行実績は、2件のみと極めて少ない。その原因を金融機関サイドから検証すると以下のものがあげられる。

- ① 知的財産権の仕組みの問題では、知的財産権をとりまく法体系の複雑さが引き起こす実務上の弊害や、特許の適用範囲の確定が難しい。
- ② そもそも知的財産権自体の評価が難しい。そのため、評価にかかるコストが高く、小口の融資では、採算があわない。
- ③ 知的財産権担保処分の問題。つまり、流通市場が存在しないため処分が難しいという問題である。

また、企業、特に中小企業においても、特許管理能力が低く特許を活用できていないという問題がある。

これらの問題を解決し、知的財産権担保融資を活性化させるために、我々は、特許価値評価専門機関の創設を提言する。

## 目次

### はじめに

## 第1章 地域金融とは

- 第1節 (1. 1) 地域金融の定義
- 第2節 (1. 2) 貸し手側（地域金融機関）の現状
- 第3節 (1. 3) 借り手側（中小企業）の現状
- 第4節 (1. 4) 地域金融機関に関する先行研究

## 第2章 地域金融と知的財産権担保融資

- 第1節 (2. 1) 知的財産とは
- 第2節 (2. 2) 知的財産権担保融資とは
- 第3節 (2. 3) 地域金融における知的財産権担保融資の可能性

## 第3章 地域金融における知的財産権担保融資の問題点

- 第1節 (3. 1) 仕組みの問題
- 第2節 (3. 2) 評価の問題
- 第3節 (3. 3) 処分の問題
- 第4節 (3. 4) 外部環境の問題

## 第4章 政策提言～特許価値評価専門機関の創設～

- 第1節 (4. 1) 特許価値評価の意義・目的
- 第2節 (4. 2) 特許価値評価専門機関の概要
- 第3節 (4. 3) 知的財産権担保融資における評価機関の利用法
- 第4節 (4. 4) 評価機関の設立
- 第5節 (4. 5) 評価機関の運営
- 第6節 (4. 6) 評価機関の将来像～評価機関の民営化～

## 参考文献・データ出典

# はじめに

---

平成15年3月に、金融庁より中小・地域金融機関の問題を解決するための「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が打ち出された。大手行の不良債権処理が一段と進んでいる中、中小・地域金融の問題が新たな焦点となっている。地域を基盤に活動している企業の大多数が中小企業であり、地域金融機関の取引先も主に中小企業であるゆえに、地域金融の問題と中小企業の問題はコインの両面のような関係にある。

総務省「事業所・企業統計調査」（1999年）によると、民営非一次産業でみた中小企業数は483万6764社であり、全体に占める割合は99.7%にも上る。しかし、中小企業が日本企業の殆どを占めているにも関わらず、中小企業経営の多くは非効率的な状況にある。その原因の一つは効率的な生産規模を実現するための資金を調達できないことである。（藪下・武士俣、2002） 中小企業が大企業に比べて、経営、財務データが整備されていない、外部環境の変化に影響されやすいといった問題点を抱えていると同時に、大企業ほど土地や建物といった担保になりうるような資産を持っていない。それらの問題点は情報の経済学の分野では、情報の非対称性や不完全としてとらえることができる。本来なら、地域金融機関の最大な役割は地域にある中小企業と長期的な取引関係を結び、それによって情報の非対称性を緩和して情報費用を削減し、中小企業に対して潤沢な資金を供給することである。それこそリレーションシップバンキングであり、地域金融のあるべき姿である。しかし、現状では地域金融機関が必ずそのような役割を果たしているとはいえない。

そのような状況を踏まえて、本稿では、第一章で貸し手と借り手の両面から地域金融の現状を分析し、地域金融の問題を洗い出す。第二章で知的財産権を担保とした融資の仕組みを説明し、第三章で知的財産権担保融資の実施における問題を分析する。第四章で知的財産権担保融資がスムーズに行えるように新しい評価仕組みを提案し、その様な評価機構の設置を提言する。

# 第1章 地域金融とは

第1節において、まず地域金融の定義の確認から始めたい。この際に金融制度調査会による定義を引用する。次に地域金融のプレーヤーとして、貸し手を地域金融機関、借り手を中小企業と定義して、それぞれの金融面での現状を把握する。地域金融機関については第2節で、中小企業貸出の現状と動向、収益性を確かめ、さらにリレーションシップバンキングの考え方を通して今後の方向性について概観する。中小企業については第3節で、いかに中小企業が貸し出しに依存しているかということを明らかにしていく。その方法として、まず中小企業の資金繰りDIと金融機関の貸出態度との関係を単回帰分析によって説明し、さらに企業の規模別の貸出依存割合のデータも引用する。その次に中小企業が借入れを行う際に金融機関に求めることも確かめる。最後の第4節に地域金融・中小企業金融に関するいくつかの先行研究を簡単に紹介し、中小企業金融の学術的な位置付けを示す。

## 第1節 地域金融の定義

地域金融とその貸し手と借り手について定義する。ただし地域金融とは論じるテーマや問題の性格によって地域の範囲を弾力的に捉えることが重要である。例えば地域を県単位に設定するか関東、近畿といったやや広い分類を用いるかという問題がある。当然地域別に景気の回復度合いも違うし、東京や大阪といった大都市も物理的には一地方に過ぎない。そこでこの論文内においては以下のような定義を用いることにする。金融制度調査会金融第一委員会<sup>14</sup>（以下、金融制度調査会と表記）によれば、地域金融とは「地域（国内の、ある限られた圏域）の住人、地元企業及び地方公共団体等のニーズに対する金融サービス」と捉えることができると述べている。つまり、物理的に地域を分けることで範囲を設定するのではなく、貸し手の営業地域を範囲として設定し、その範囲における金融サービスを地域金融とする。

次に地域金融機関について説明する。金融制度調査会によれば、地域金融機関とは「一定の地域を主たる営業基盤として、主として地域住民、地元企業および地方公共団体に対して金融サービスを提供する金融機関」と述べている。他にも、「一定の地域を主たる営業基盤としていることから、その地域を離れては営業が成り立たない、いわば地域と運命共同体的な関係にある金融機関」と述べており、「このような地域金融機関としては、地方銀行（第二地方銀行協会加盟行を含む）及び協同組織金融機関」が挙げられると述べている。つまり、地域金融機関は都市銀行とは違い、主な顧客対象が個人や中小企業で、その資金はその地域に住む個人預金に頼っている金融機関だと言える。具体的には地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合などである。地域金融機関の成立の背景にある法律は、地方銀行と第二地方銀行は銀行法、信用金庫は信用金庫法、信用組合は中小企業等協同組合法と協同組合による金融事業に関する法律である。このうち

<sup>14</sup> 金融制度調査会金融第一委員会「地域金融のあり方について」（1990年）

信用金庫と信用組合は法制上、国内の、ある限られた地域にその営業範囲が限定されている。信用金庫法第10条第1項に会員の条件として、「その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者、その信用金庫の地区内に事業所を有する者、その信用金庫の地区内において勤労に従事する者、事業所を有する者の役員およびその信用金庫の役員、または前の4者に準ずる者として内閣府令で定める者」に設定されており、営業範囲が限定されている。また、中小企業等協同組合法第2章第8条第4項に、「信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第1項若しくは第2項に掲げる小規模の事業者（後で述べる中小企業の定義に則した事業者）、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者、又は組合の地区内において勤労に従事する者、事業を行う小規模の事業者の役員およびその信用組合の役員、その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で、定款で定めるもの」とするあり、営業範囲が限定されている。それに対して地方銀行や第二地方銀行はそういった法制上の地域限定性はない。しかし地方銀行と第二地方銀行の全貸出残高における中小企業貸出残高の割合は都市銀行に比べて大きい。つまり、地方銀行と第二地方銀行は地方の中小企業により密着した経営を行っているといえる。

地域金融において貸し手側は上述の4業態だが、地域金融の借り手として考えられるのは、中小企業、地方公共団体、個人の3つが挙げられる。しかし今回は中小企業に焦点を当てる。中小企業白書<sup>15</sup>によれば、中小企業基本法において「中小企業」とは、おおむね、資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下の会社及び従業員300人以下の個人企業を指す。ただし、卸売業の場合は、資本金1億円以下又は従業員100人以下、小売業の場合は、資本金5,000万円以下又は従業員50人以下、サービス業の場合は、資本金5,000万円以下又は従業員100人以下のものとしている。また「小規模企業」とは、従業員20人以下の企業を指す。ただし、商業及びサービス業については、従業員5人以下のものとしていると述べている。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。

※上記の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づく。

出典：中小企業庁 HP<<http://www.chusho.meti.go.jp/>>より

<sup>15</sup> 詳しくは中小企業庁「中小企業白書 2004年版」を参照されたい。

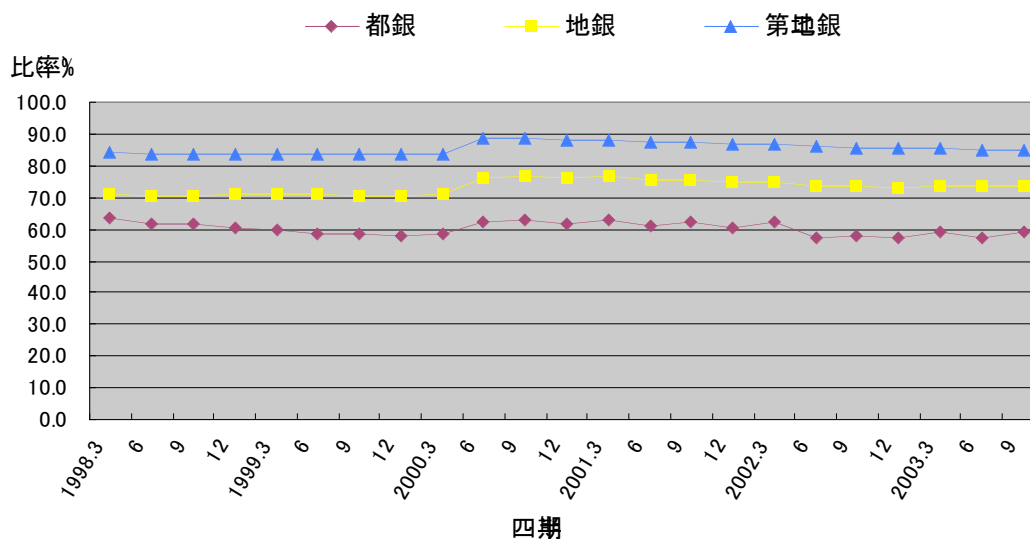
## 第2節 貸し手（地域金融機関）の現状

### 1. 2. 1 各業態の金融機関の中小企業貸出

地域金融のプレーヤーとして、まず貸し手側の役割を担う地域金融機関の現状について見てみたい。地域金融機関とは、前節のとおり地方銀行（地銀）、第二地方銀行（第二地銀）、信用金庫（信金）、信用組合（信組）を指す。地域金融機関の大きな特徴として、中小企業に対する貸出の割合が大きいことが言える。図1. 1のとおり、すべての企業貸出のうちに占める中小企業への貸出の割合は、少なくとも6年間地銀は7割以上、第二地銀は8割以上を維持している。信金・信組については、さらに貸出先が法律によって制限されている（企業貸出の場合、原則として信金：従業員300人以下または資本金9億円以下の企業、信組：中小企業の定義とまったく同じ企業）ため、顧客のほぼ全てが中小企業である。

ここで見逃せないのが、中小企業への貸出金額そのものは減少しているということである。図1. 2を見ると、1998年3月には都銀も含めた5業態の合計で279兆円あったのが、2003年9月には223兆円に減少している（減少率は20.1%）<sup>16</sup>。業態別に見ると、この期間内で一番減少率が高かったのが信組（45.6%、17兆円→9兆円）で、以下第二地銀（28.6%、32兆円→23兆円）、都銀（20.7%、105兆円→83兆円）、信金（16.7%、50兆円→41兆円）、地銀（12.1%、76兆円→66兆円）となった。地域金融機関計では、174兆円から140兆円への減少で減少率は19.7%だった。

図1.1 業態別の中小企業貸出率（都銀、地銀、第二地銀）



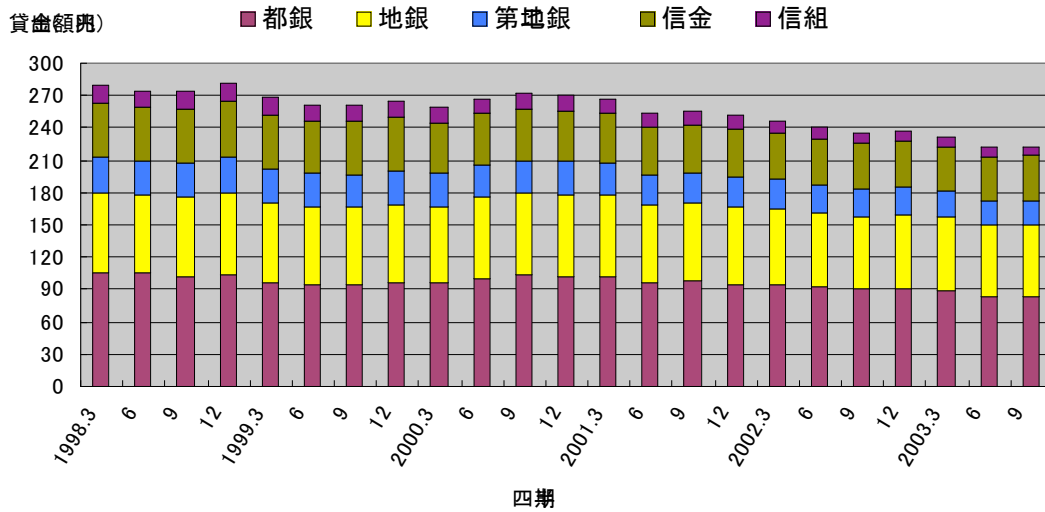
信金中金総合研究所 HP「業態別貸出先別貸出金」

<<http://www.scbrj.jp/EXCELtoukei/12gyoutaibetusakibetukasikin.xls>> (11/10 アクセス)

より作成。また2000年度以降、中小企業の定義が拡大した。

<sup>16</sup> 金額は1兆円未満を四捨五入しているが、減少率については1億円単位で計算している。また、信金、信組の企業貸出はすべて中小企業貸出し、信組はデータの都合上総貸出を代用した。

図1.2 業態別貸出動向



信金中金総合研究所HP「業態別貸出金」

<<http://www.scbri.jp/EXCELtoukei/11gyoutaibetukasikin.xls>> (11/10 アクセス)

同HP「業態別貸出先別貸出金」

<<http://www.scbri.jp/EXCELtoukei/12gyoutaibetusakibetukasikin.xls>> (11/10 アクセス)

より作成

### 1. 2. 2 中小企業への貸出態度と貸出を行うポイント

中小企業への貸出態度について、中小企業金融公庫は、各業態の金融機関に対して平成16年度上期のアンケート調査を行った<sup>17</sup>。金融機関の中小企業貸出の動向や、それを増加、あるいは減少させる要因について分析している。図1.3は中小企業貸出の前年同期比の見通しであるが、年々増加傾向にあることがわかる。しかし、図1.4のように業態別に見ると、「増加する」が「減少する」を上回っているのは都銀と第二地銀のみであり、地銀、信金、信組は「減少する」とみる店舗数のほうが「増加する」店舗数を上回っている。図1.5、図1.6は各業態の金融機関が中小企業貸出を増加、あるいは減少させる要因をまとめたものである。以下は、その要因に関して同レポートからの引用である（一部省略）。

『平成16年度上期の中小企業向け貸出（期中）が「増加する」要因としては、「新規取引先の開拓」及び「信用保証付貸出の推進」が最も多く、次いで「設備資金、売上増による運転資金等の前向き資金需要の増加」等となっている。

また、「増加する」と見込む店舗の割合が「減少する」と見込む店舗の割合を上回っている金融機関業態について最も多い増加要因をみると、都市銀行では「ビジネスローン等の無担保・無保証、迅速審査による融資の推進」となっており、第二地方銀行では「信用保証付貸出の推進」となっている。

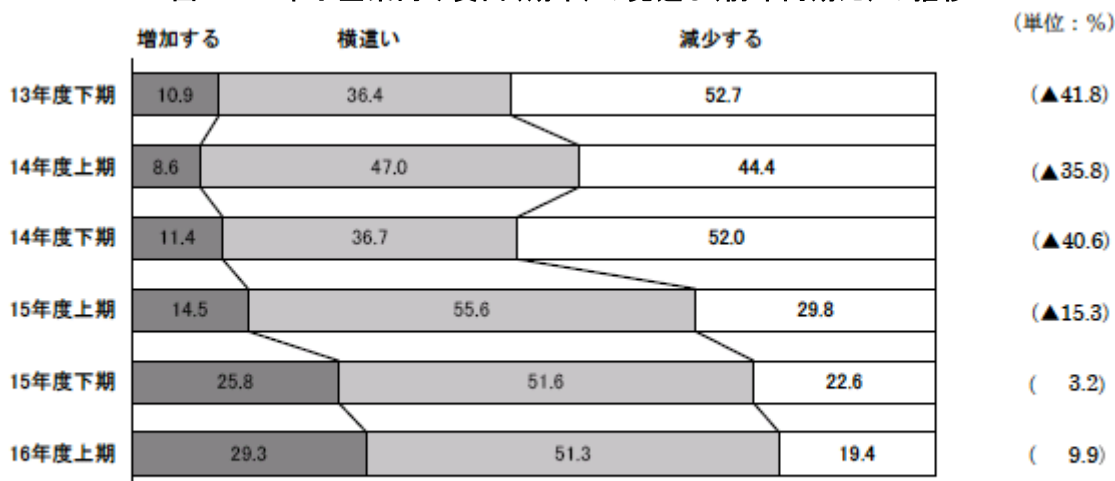
一方、平成16年度上期の中小企業向け貸出（期中）が「減少する」要因としては、「設備資金、売上増による運転資金等の前向き資金需要の減少」が最も多く、次いで「中小企業による財務内容の改善のための借入れの抑制」、「中小企業の業況低迷による貸出の慎重化」等となっている。また、「減少する」と見込む店舗の割合が「増加する」と見込む店舗の割合を上回っている金融機関業態について最も多い減少要因をみると、地方銀行では「中小企

<sup>17</sup> 調査対象は金融機関 310店舗（本・支店計）で、都銀61店舗（支店含む）、地銀64店舗、第二地銀49店舗、信用金庫109店舗、信用組合27店舗、回答数は270店舗（回答率87.1%）だった。中小企業金融公庫HP「金融機関から見た保証付貸出動向」<http://www.cig.jasme.go.jp/kdokof.pdf>より

業による財務内容の改善のための借入れの抑制」、信用金庫では「設備資金、売上増による運転資金等の前向き資金需要の減少」、信用組合では「中小企業の業況低迷による貸出の慎重化」となっている。』

こうあるように、金融機関側が中小企業貸出を積極的に行おうとしている要因は都銀と第二地銀とでは異なっている。都銀の場合は多数の貸出先による貸出ポートフォリオを形成してプールを大きくすることによって、個別の貸倒れリスクの分散を可能にしていること、第二地銀の場合はそのリスクを信用保証によって補填するのを前提としていることが言えよう。逆に差し控えている要因として、中小企業の前向きな資金需要がない、業況・財務内容が悪い、といったことが挙げられる。これらを総合的に勘案すると、「積極的な貸出需要があつて財務内容がよければ新規開拓も含めて貸出を行うが、貸出の積極的理由がない、業況が思わしくない、または財務内容が悪い企業ならば貸出は行わない」というごく当然の結論に至る。

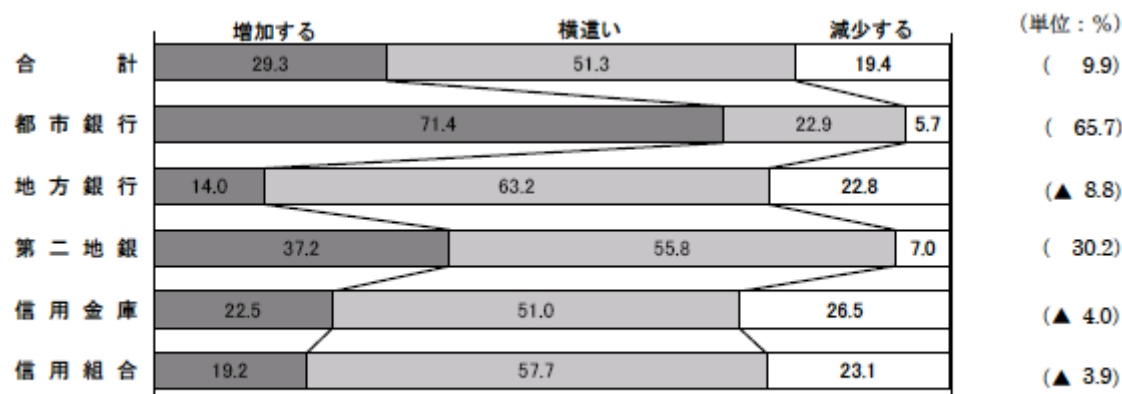
図1.3 中小企業向け貸出(期中)の見通し(前年同期比)の推移



(注) ( ) 内は、「増加する」店舗割合－「減少する」店舗割合の値である。

中小企業金融公庫 HP 「金融機関から見た保証付貸出動向」  
<http://www.cig.jasme.go.jp/kdokof.pdf> (11/10 アクセス)  
より (以下図1.6まで)

図1.4 平成16年度上期の金融機関業態別中小企業向け貸出(期中)の見通し(前年同期比)



(注) ( ) 内は、「増加する」店舗割合－「減少する」店舗割合の値である。

図1.5 平成16年度上期中小企業向け貸出の増加要因 (単位：%)

	新規取引 先の開拓	信用保証 付貸出の 推進	設備資金、売上 増による 運転資金 等の前向 き資金需 要の増加	ビジネス ローン等 の無担 保・無保 証、迅速 審査による融資の 推進	既存取引 先の育成 並びに経 営支援	与信審査 の効率 化・迅速 化	中小企業 の財務内 容の改善 による借 入能力の 向上	無担保融 資の推進
合 計	① 68.4 (①69.4)	① 68.4 (②58.3)	③ 63.2 (52.8)	59.2 (②63.9)	51.3 (48.6)	34.2 (43.1)	31.6 (44.4)	31.6 (34.7)
都市銀行	② 76.0	28.0	③ 72.0	① 84.0	36.0	52.0	44.0	44.0
地方銀行	① 75.0	① 75.0	50.0	① 75.0	50.0	50.0	12.5	25.0
第二地銀	③ 62.5	① 93.8	③ 62.5	② 68.8	50.0	18.8	31.3	18.8
信用金庫	② 68.2	① 90.9	59.1	27.3	③ 63.6	22.7	22.7	27.3
信用組合	40.0	① 80.0	③ 60.0	20.0	① 80.0	20.0	40.0	40.0

- (注) 1. 複数回答のため、合計は100を超える。  
 2. ( )内は、15年度下期の調査結果である。  
 3. マスクは、「増加する」店舗割合が「減少する」店舗割合を上回っている業態を示す。

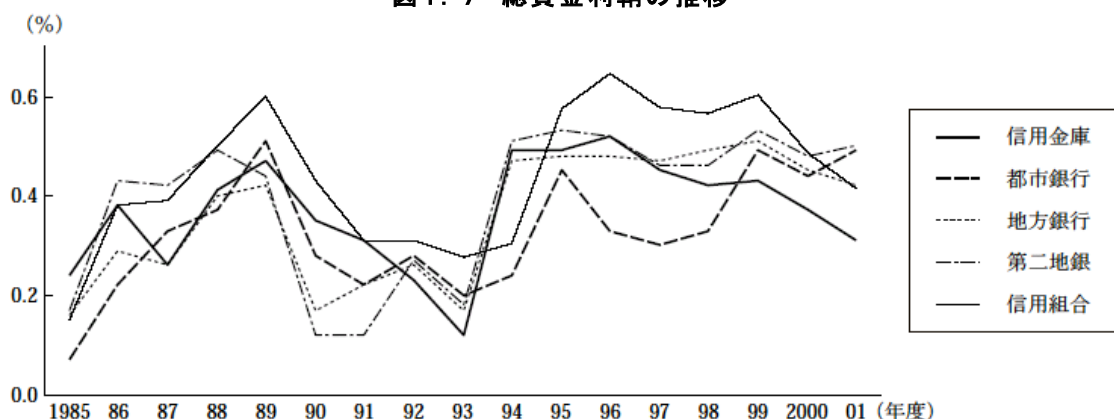
図1.6 平成16年度上期中小企業向け貸出(期中)の減少要因 (単位：%)

	設備資金、売上 増による運 転資金等 の前向き資金需 要の減少	中小企業による財務内容の 改善のための 借入れの抑 制	中小企業の 業況低迷による貸出の慎重 化	中小企業の 借入過多による借入余力の 低下	優良取引先を 巡る獲得競争 の激化に伴う 貸出額の減 少	中小企業の 担保価値の 下落による借 入余力の低 下
合 計	① 76.5 (①87.3)	② 70.6 (②65.1)	③ 64.7 (②65.1)	60.8 (44.4)	60.8 (50.8)	41.2 (28.6)
都市銀行	③ 50.0	① 100.0	—	③ 50.0	① 100.0	③ 50.0
地方銀行	② 84.6	① 100.0	61.5	38.5	③ 76.9	23.1
第二地銀	② 33.3	① 66.7	② 33.3	② 33.3	—	② 33.3
信用金庫	① 85.2	55.6	③ 70.4	② 74.1	63.0	48.1
信用組合	50.0	② 66.7	① 83.3	② 66.7	33.3	50.0

### 1. 2. 3 金融機関の収益性

次に収益性について見てみる。中でもここでは、収益性の効率という点で、総資金利鞘、預金・貸出金利鞘について取り上げる。数坂孝志・成瀬智(2003)の調査研究<sup>18</sup>によると、総資金利鞘(図1.7)では2002年3月末で信金が0.3%、それ以外が0.4~0.5%となっている。これは運用資金全体の収益性についての値であり、有価証券の運用損益を内含しているため、大きく変動している。これに対し、預金を取り扱う機関の本質的な収益性を表す預金・貸出金利鞘(図1.8)では、同時期に信組が1%超で、以下信金、第二地銀、地銀、都銀の順で低くなっている。信組や信金の借り手は他の業態の借り手に比べリスクが高く審査コストもかかるので、相対的に高い預金・貸出金利鞘を獲得せざるを得ないという結果がわかる(借り手の規模と情報収集費用の関係については第4節で説明する)。こちらのデータは、総資金利鞘に比べどの業態も安定しており、また90年代後半からはわずかではあるが上昇していることがわかる。しかしこの上昇分は、貸出金利回りの上昇というより、図1.9のように金融機関のコスト削減によるところが大きいといえる。経費の効率性では、預金・貸出金利鞘とは反対に都銀、地銀、第二地銀・信金、信組の順となっている。つまり規模の小さな業態は、貸出金・預金利鞘が大きい、経費率も高いということがわかる。

図1.7 総資金利鞘の推移



(備考) 1. 全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』、全国信用組合中央協会『信用組合』、信金中央金庫資料等より作成  
2. 89年度より一部金融機関において、国際業務部門を含めたベースから国内業務部門ベースのみで算出するようになったため、データが連続しない。

<sup>18</sup> 数坂孝志・成瀬智(2003) 「信用金庫の収益性の動向とその問題点—業態間の時系列分析より—」信金中金総合研究所 HP

<<http://www.scbri.jp/PDFsonohoka/sonota6.pdf>>より

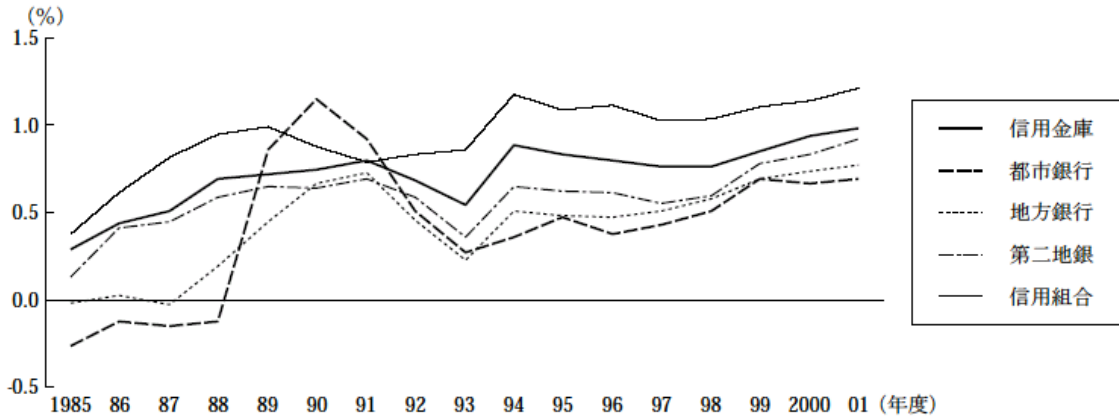
総資金利鞘の算出式

$$\text{総資金利鞘} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平残}} - \frac{\text{資金調達費用} + \text{営業経費}}{\text{資金調達勘定平残}}$$

(資金運用利回り)                      (資金調達原価)

数坂孝志・成瀬智（2003）「信用金庫の収益性の動向とその問題点—業態間の時系列分析より—」信金中金総合研究所HP <<http://www.scbri.jp/PDFsonohoka/sonota6.pdf>>より（以下図－9まで）

図1.8 預金・貸出金利鞘の推移

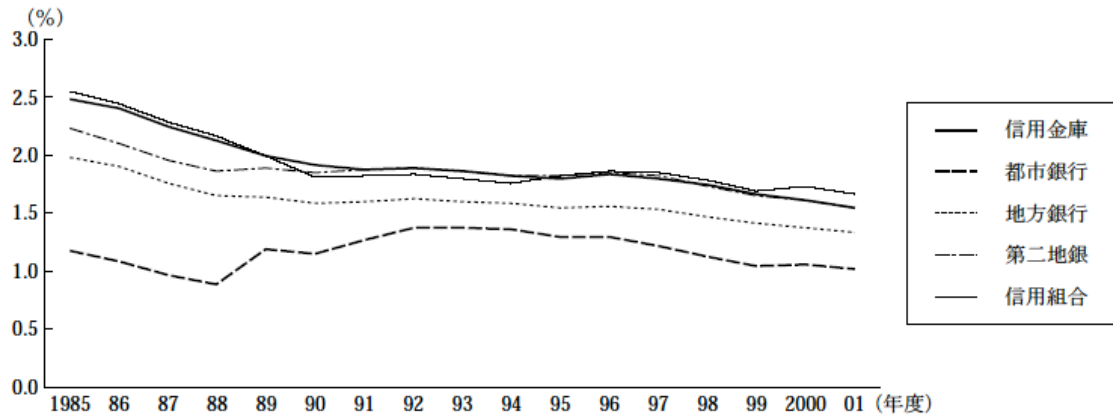


預金・貸出金利鞘の算出式

$$\text{預金・貸出金利鞘} = \frac{\text{貸出金利息}}{\text{貸出金平残}} - \frac{\text{預金・譲渡性預金・債券利息} + \text{債券発行差金償却} + \text{営業経費}}{\text{預金・譲渡性預金・債券平残}}$$

(貸出金利回り)                      (預金債券等原価)

図1.9 経費率の推移



経費率 = 営業経費 / 預金・譲渡性預金・債券平残

都銀については89年度以降、算出方法が国際業務部門を含めたベースから、国内業務部門ベースのみに変更された。

#### 1. 2. 4 地域金融機関に提案されている新たなビジネスモデルの発想と求められるスキル

このように、地域金融機関に関して、①中小企業は主要顧客であるものの貸出が減少している、②その理由は売上増など積極的理由がなく財務体質がよくないことである、③規模の小さい業態は預金・貸出金利鞘は大きいものの経費率も高い、ということが明らかになった。

しかし、このような理由で中小企業への貸出が減少しているという現状を打開するために、金融庁は、2003年3月27日に「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（金融審議会金融分科会第二部会報告書）」（以下「報告書」）、翌日にはさらに個別の取組みを指示した「リレーションシップバンキングの機能強化に向けたアクションプログラム」（以下「AP」）を発表した。「報告書」は、リレーションシップバンキング（以下RB）<sup>19</sup>の中心的な担い手は地域金融機関である、と述べている。その理由として、「①営業地域が認定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っている、②中小企業または個人を主な融資対象としている」ことを挙げている。RBの機能を強化するために「AP」では、平成15～16年度の2年間で「集中改善期間」とし、この期間内に「I. 中小企業金融再生に向けた取組み、II. 健全性確保、収益性向上に向けた取組み」を行うことを提案した。そして平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出することを各金融機関に要請した。

一方で『報告書』は、地域金融機関が自身の持つ（というよりむしろ取引先や地域から期待される）公共財・社会インフラ的性質のために、取引先や地域に対していわゆる「コミットメントコスト<sup>20</sup>」を過大に負担しているのではないかと述べている。つまり信用リスクに応じた適正な金利が確保できておらず、それによって本来のRBから乖離しているのではないかと、ということである。しかしだからといって、すでに中小企業貸出が減少傾向にある中で、いきなり中小企業に対して適正金利まで引き上げを求めるのは現実的ではない。あるいはそれができないから中小企業貸出を打ち切らざるを得ない、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」という事態が発生しているというようにも考えられる。ではいったいこのコミットメントコストに関する問題をどう解決するべきだろうか。

このことに対する解決策を提示する前に、「報告書」あるいは「AP」が発表された背景についてもう少し詳しく触れてみたい。「AP」は、副題に「中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保」と銘打っている。つまり、中小企業貸出の減少という現実と直面する中で、先にも示したとおり中小企業金融の再生とともに地域金融機関の健全性確保・収益性向上を目標にしているのである。

具体的な解決策として『報告書』は、中小企業から「預貸業務を通じて得られる情報を活用したコンサルティング機能や顧客同士のビジネスをつなぐビジネス・マッチングのためのコーディネーターとしての機能の発揮を期待しており、こうしたサービスの提供に対する対価の負担は必ずしもいとわない」という意見があり、そのことは、地域金融機関が「問題解決型のビジネスモデルへ踏み出していく必要性を示唆するものと考えられる」と述べている。ここで最も必要とされるのは、問題解決を行うにあたっての「目利き」能力である。取引先企業にどんな魅力や将来性があるか、どうやったら新たに付加価値を創造できるかを的確に判断する必要がある。またこ

<sup>19</sup> 『報告書』によれば、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」と定義している。主に、情報の非対称性が大企業に比べ相対的に大きく、間接金融への依存度が高い中小企業を対象としている。その中小企業と長期的関係を継続する中で、情報の非対称性が存在するために発生するエージェンシーコストを軽減していくことで収益向上を図ることが可能であり、それが本質的な目的であるとしている。

<sup>20</sup> 『報告書』は、信用リスクに見合った金利が取れていない「金利水準からは正当化できない信用リスクの負担」、地域における悪評を恐れるあまり再生困難な企業とも取引を継続せざるを得ない「地域における悪評の発生を（レピュテーションリスク）を恐れた問題の先送り」、地域にとってプラスでも地域金融機関にとってはマイナスとなるような取引を求められる「採算性を離れたサービスの提供」を挙げている。しかしいずれの場合についても、地域金融機関側もそれらの取引から生じるリスクや収益性を十分に審査・峻別できていなかったのではないかと可能性についても述べている。

の「目利き」能力は、新たに取引先を開拓するために審査を行う際にも必ず求められる能力である。問下聡(2004)は、「目利き」能力について、「最終的には、企業あるいは事業ごとの将来キャッシュ・フローを見積もることのできる能力であるともいえる」と言及している。その企業がどうやって収益をあげていくのか見分けることができなければ適切な貸出はできないことは自明であろう。

これからの地域金融機関が取るべき方向性を提示したが、「目利き」を含め、RBという考え方は金融機関にとって特に目新しいものではなく、むしろ今までずっと行われてきたことである。だが、このように金融庁という監督省庁が主導する形で全国一斉に行わせることで、改めて地域金融機関の役割を広く社会的に認知させた、ということに意味があると言えるだろう。

## 第3節 借り手（中小企業）の現状

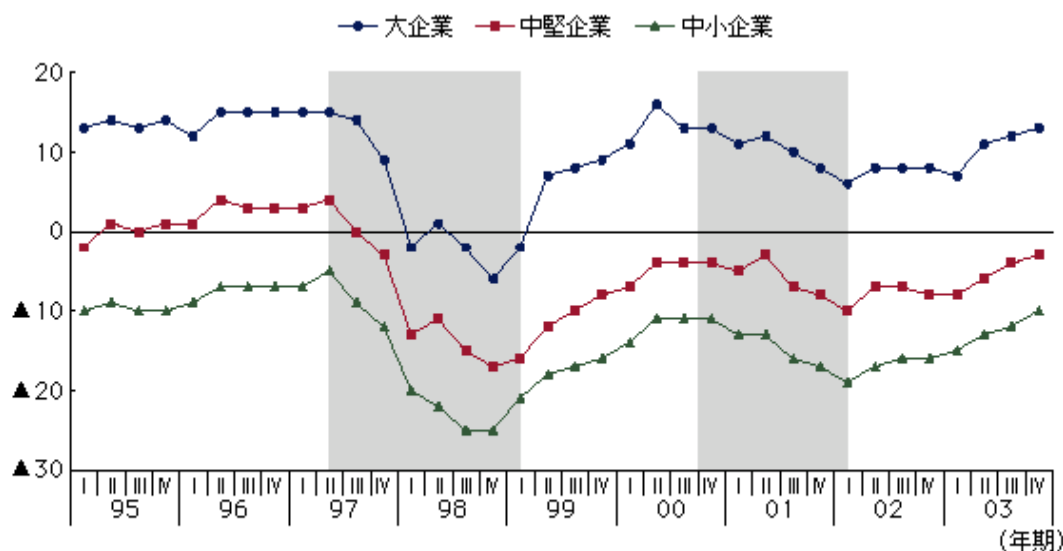
### 1. 3 中小企業の資金需要の状況

#### 1. 3. 1 中小企業の現状

中小企業の資金繰りDI（図1.10）は、1998年の後半でマイナス25を2期続けて記録したのを最悪期に、最近では、2002年から上昇してきていて、1997年の前半の水準まで回復している状況である。しかし、1998年前後以外は安定してプラス10の辺りを維持している大企業とは常に20ポイント程の差があり、依然としてマイナスの値となっている。つまり、資金繰りが「苦しい」と回答した企業の割合が、「楽である」と回答した企業の割合を上回っている状態が長年続いている。

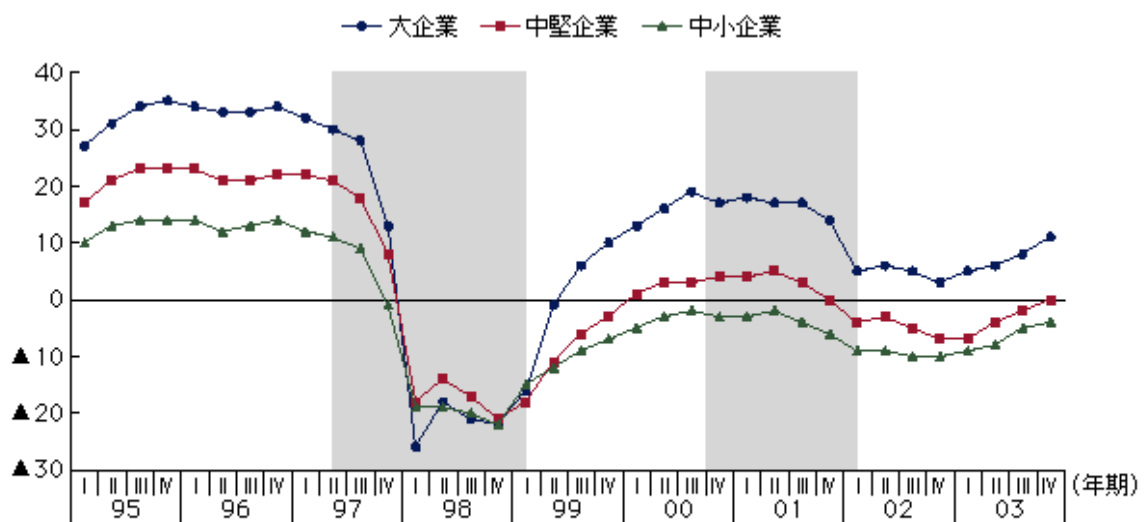
また、金融機関の貸出態度（図1.11）を見ると、1997年の終わりから1998年の初めにかけて、大企業、中堅企業、中小企業とも急激に悪化し、マイナス20の値まで落ち込んでしまっている。そして現在は、改善傾向にあることがわかる。しかしここで興味深いのは、企業規模が金融機関の貸出態度に大きな影響を与えている点である。ほぼ全ての期において、大企業よりも中堅企業の方が、中堅企業よりも中小企業の方が、金融機関の貸出態度が悪い。

図1.10 大企業・中堅企業・中小企業の資金繰り判断DI<sup>21</sup>



資料：日本銀行「企業短期経済観測」  
 (注) 資金繰り判断DI=「楽である」-「苦しい」

図1.11 金融機関の貸出態度(全産業)～改善傾向にあるものの、低い水準～<sup>22</sup>



資料：日本銀行「企業短期経済観測調査」  
 (注) 金融機関の貸出態度判断DI=「緩い」-「厳しい」

### 1. 3. 2 資金繰り DI と貸出態度の関係

上記の二つのグラフを見ると、貸出態度が良くなると、資金繰りも良くなるというように、金融機関の貸出態度と資金繰りには関連性が見受けられる。ここでは、単回帰分析を使い、その関係を説明する<sup>23</sup>。

貸出態度を説明変数に、資金繰りDIを被説明変数にとり、単回帰分析を行った。資金繰りDIを被説明変数とした理由は、貸出態度が変化すると、資金繰りがどのように変化するかを調べるためである。結果の概要は表1-2に示した。ちなみに、有意水準は1%とし、観測期間は1995年～2003年である。

回帰分析の結果、資金繰りDIと金融機関の貸出態度の相関係数、[重相関R]の値は0.849311であり、+1に非常に近い値となっているので、強い正の相関があると言える。次に、回帰方程

<sup>22</sup> 中小企業庁「中小企業白書 2004年版」より抜粋

<sup>23</sup> 単回帰分析を行う際、山本拓(2003)「計量経済学」新世社を参考にした。

式への当てはまりの尺度を示す決定係数（重決定R<sup>2</sup>）の値は0.835992となっており、これは1に近いほど回帰方程式によって計算された理論値と実績値との乖離（残差）が小さいことを意味していることから、全体として回帰方程式が実績値をよく説明しているということを表している。決定係数とは、回帰方程式において被説明変数の全変動のうち、説明変数の変動によって説明される部分の割合のことである。従って決定係数は方程式の説明力の大きさを表す尺度と言える。[有意F]という指標の値は6.64<sup>-15</sup>であり、有意水準5%（0.05）より値が小さいので、統計的に有意な差があると判断され、母集団の回帰方程式としての当てはまりのよさが示されている。

t値は、得られたパラメータが有意であるかどうかを判定するために用いられる統計量である。ここではt値の絶対値が2以上あればパラメータは有意であるとする。また、t値がしばしば起こりうる事象かどうかを示すP値[P-値]もみていく。

表1. 2を見ると、[t]の切片は-35.2726で傾きは13.16463であり、両者とも絶対値が2以上であるので、推定された係数は有効であると考えられる。一方、[P-値]も切片は2.3<sup>-28</sup>で傾きは6.64<sup>-15</sup>であり、両者とも0.025より小さいので、両係数とも母集団の回帰方程式とみなせるだけの説明力をもつ係数だと判断される。

このことから、時系列的な観点から、金融機関の貸出態度が変化することによって、中小企業の資金繰りも変化しているという結果が十分に理論値として説明できることになる。実際、中小企業の資金構造を見てみると（図1. 12）、従業員数が20人以下の企業では、資金調達額の66.9%を借入に依存し、21人から100人では51.4%、101人から300人では41.1%、301人以上は24.2%と、規模が大きくなるにつれて、明らかに借入の割合が少なくなっている。

表1. 2 回帰式の結果

概要

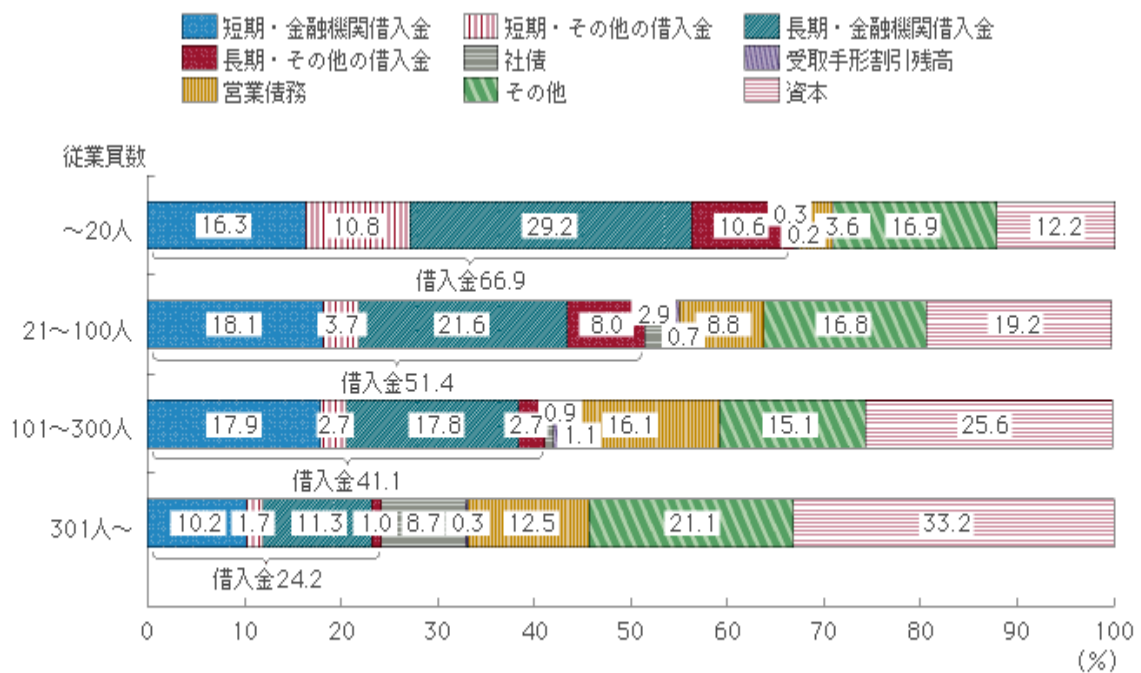
回帰統計	
重相関 R	0.914326
重決定 R <sup>2</sup>	0.835992
補正 R <sup>2</sup>	0.831169
標準誤差	2.11183
観測数	36

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	772.9215	772.9215	173.3076	6.64E-15
残差	34	151.6341	4.459826		
合計	35	924.5556			

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	-12.669	0.359174	-35.2726	2.3E-28
貸出態度	0.423957	0.032204	13.16463	6.64E-15

図1.12 資金調達構造(2001年度・従業員規模別)  
 ～規模が小さい企業は借入金に依存している～<sup>24</sup>



資料：財務省「法人企業統計年報」(2001年度)再編加工

- (注) 1. 各項目の構成比率は分母を負債+資本+割引手形残高として算出。  
 2. 営業債務(企業間信用)は支払手形+買掛金、その他は引当金等の残高。

### 1. 3. 3 金融機関に求めるもの<sup>25</sup>

<sup>24</sup> 中小企業庁「中小企業白書 2003年版」より抜粋

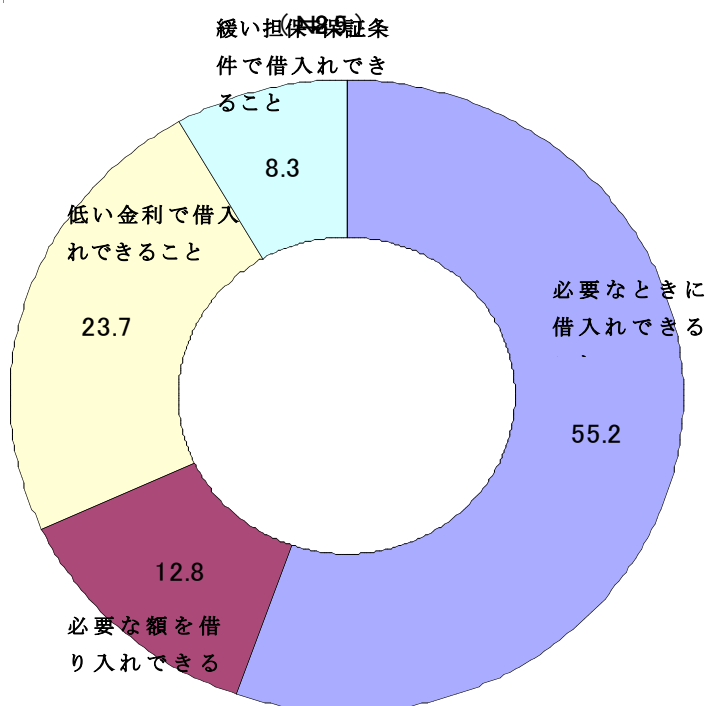
<sup>25</sup> 藪下史郎・武士俣友生(2002)「中小企業金融入門」東洋経済新報社を参照されたい。

国民生活金融公庫総合研究所は「中小企業の資金調達に関するアンケート」の中で、中小企業が借入れをする際に、金融機関に求めているものを調査している。(図1. 13)

その結果は、「必要ときに借入れができること」が 55.2%を占め、「低い金利で借入れできること」の 23.7%の2倍近くとなっている。また、「必要な額を借入れできること」が 12.8%、「緩い担保・保証条件で借入れできること」が 8.3%となっている。

このことから、中小企業は金利が多少高くても、資金が必要となったときに借りられることが重要と考えている。つまり、これまで中小企業の信用リスクが大きいため、いわゆる「貸し渋り」を行ってきた銀行が、リスクに応じた金利を設定できるようになり、中小企業に対して柔軟に資金を供給できるようになれば、資金循環は良くなる可以说。

図1. 13 借入れする金融機関を決める際に最も重視すること(N=2859)<sup>26</sup>



<sup>26</sup> 国民生活金融公庫総合研究所 (1998) 「中小企業の資金調達に関するアンケート」より作成

## 第4節 地域金融に関する先行研究

地域金融に関する先行研究は数多く存在する。例えば家森（2004）<sup>27</sup>では、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合といった地域金融機関の貸出と預金との関係を研究している。ここで、家森（2004）は、グレンジャーの因果性テストを利用し、預金、貸出金の双方の伸びの時間的な因果関係を研究した。計測期間は1971年1月から2003年7月までの391ヶ月で行い、ラグ期間は1としている。その結果、地方銀行については「貸出→預金」が見出され、第二地方銀行では「預金→貸出」が見出された。そして、この結果から地方銀行では、「貸出需要が強く、貸出に応じるために預金を集める必要が生じ」、あるいは「貸出先企業の支払い先企業も取引先であるので貸し出された資金が銀行に還流してきたという可能性」があると考えている。一方、第二地方銀行では、「預金が集まったために、貸出先を探さざるを得なくなったと解釈」している。信用金庫については、いずれの方向の因果性も見出されず、信用組合では両方向の因果性が見出された。こういった結果から地域金融機関の貸出と預金との関係はそれぞれ業態によって違ふと家森（2004）は述べている。しかし、家森（2004）は自身でも最後に言及しているように結果はラグの長さによって変化しているため、ここで表れた結果はあくまでも暫定的な試みにより見出されたものであると言っている。

先にも述べたように、地域金融機関の主な顧客は中小企業である。それは、地方には、東京などに比べ、上場している企業が少ないことからわかるであろう。そこで私達は、地域金融と密接な関係がある、中小企業金融に関する先行研究を紹介する。

藪下・武士俣（2002）<sup>28</sup>によると、従来の経済学、特に新古典派経済学において、中小企業に着目した議論は、あまりされてこなかった。それは伝統的な新古典派経済学では、合理的経済主体、完全情報、そして競争的市場を前提とするため、企業の規模が、与える影響（生産効率や投資決定など）に関して考えることがなかったためだ。しかし、日本の現状を見てもわかるように、例えば金融取引において、規模の経済が働くために中小企業は大企業と同じ手段・条件で資金を調達することは困難である。それが、中小企業の効率的生産と成長を妨げている要因の一つだと藪下・武士俣（2002）は述べている。それでは、金融取引においてなぜ、規模の経済が働くのであろうか。その原因の一つとして藪下・武士俣（2002）は情報の非対称性を挙げている。金融取引における情報の非対称性とは、資金の貸し手が借り手の情報を借り手と同じように把握することが難しいということである。この情報の非対称性により、二つの問題が生じる。一つは資金提供前に生じる、逆選択である。そして、資金提供後に生じる、モラルハザードであ

<sup>27</sup> 家森信善（2004）『地域金融システムの危機と中小企業金融—信用保証制度の役割と信用金庫のガバナンス』千倉書房

<sup>28</sup> 藪下史郎・武士俣友生（2002）『中小企業金融入門』東洋経済新報社

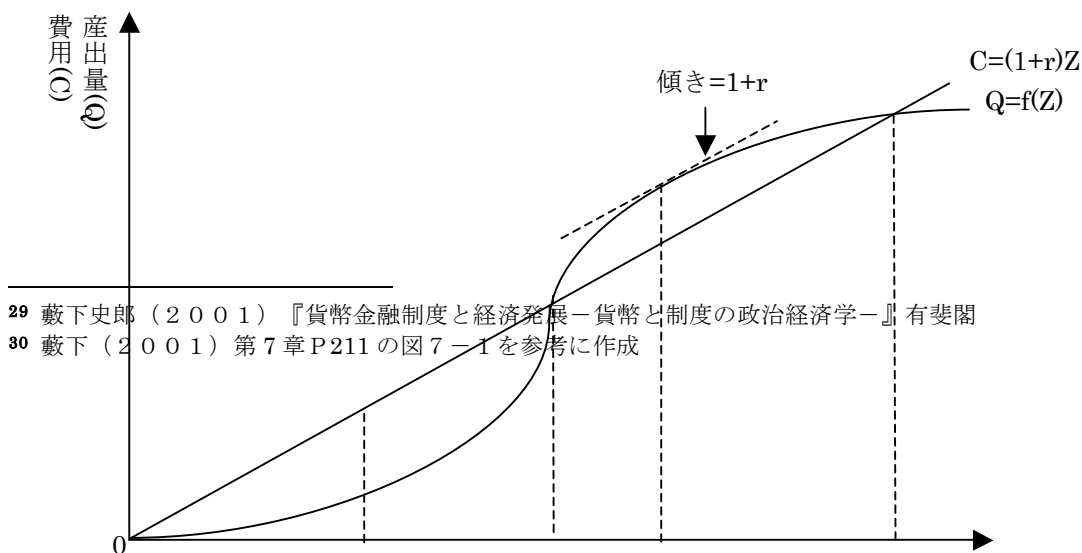
る。逆選択とは何であろうか。藪下・武士侯（2002）で使用されている例で説明する。資金の貸し手は優良で貸し倒れのリスクが非常に少ない借り手に対しては年利3%の金利で融資を実行できると考えており、貸し倒れリスクの高い借り手に対しては年利10%を要求するという状況を想定する。ここで、もし情報の非対称性という問題が存在しないのならば、貸し手は優良な借り手に対しては、年利3%で、リスクの高い企業には年利10%で貸し出すように正確に振り分けることができる。しかし、借り手の信用度に正確な区別をつけることができないとき、すなわち情報の非対称性が存在するとき、貸し手は、年利3%と10%との間の年利(例えば7%)で資金供給を行う。これにより問題が発生する。本来ならば、年利10%が適用されるべきリスクの高い企業にとって年利7%は非常に魅力的で、借り入れに積極的になる。そして、年利3%で借り入れることのできる優良な企業にとって年利7%は割高で魅力を感じず、借り入れに消極的になるのだ。それにより結果として、リスクの高い企業に対する貸し出しが増加し、優良な企業に対する貸し出しが減少する。これは貸し手にとって非常に危険なことである。この状況を逆選択と言う。逆選択を防ぐためには、資金の貸し手は借り手に関する情報を集める必要があるが、その情報収集にかかる費用には規模の経済が働く。例えば、1000万円をある企業に貸し出すために貸し手が必要とする情報収集費用よりも、100万円借りたいと思っている企業10社に貸し出すために必要な情報収集費用のほうが高くなる。融資金額と企業規模とは、ある程度正比例の関係があるため、資金の貸し手は中小企業との取引に消極的になるのである。

次にモラルハザードについて説明しよう。モラルハザードは逆選択とは違い、資金提供後に発生する状況である。金融取引（ここでは融資を取り上げる）におけるモラルハザードとは、資金の貸し手と借り手の利害が異なるために、貸し手が望まないようなリスクの高い投資行為を借り手が行ってしまうことである。このモラルハザードを防ぐために貸し手は、借り手の行動を監視しなければならない。これにかかる費用をモニタリングコストという。この監視行為においても、逆選択と同じように規模の経済が働くのである。つまり、融資金額の小さな中小企業では、一般的に大企業に比べモニタリングコストが割高になるのだ。そのため、先程の逆選択の時と同じように、資金の貸し手の中小企業に対する資金供給は消極的になる。こういった原因で、中小企業の資金調達が大企業の資金調達に比べ、困難になるのだ。そして藪下・武士侯（2002）は、これらの情報の非対称性により起こる問題が、中小企業は、とりわけ関係してくるため、新古典派経済学ではほとんど議論されてこなかった中小企業金融に関する議論、政策の重要性を説いている。

また藪下（2001）<sup>29</sup>では、中小企業金融問題をより理論的に展開している。

通常、企業は生産を行うために、機械や工場設備などの資本財、労働サービス、生産技術が必要とする。これらの獲得のためにも、新しい技術の導入のためにも、当然資金が必要となる。こういった生産要素の投入がなされ、技術進歩が起こると、産出量は増大する。また、企業は生産を行う際には生産量に関わらず固定費用がかかる。これらを考慮に入れ、藪下（2001）は、生産関数と効率的生産規模との関係を以下のような図（図1.14）を想定し、説明している。

図1.14 生産関数と効率的生産規模<sup>30</sup>



<sup>29</sup> 藪下 太郎（2001）『貨幣金融制度と経済発展—貨幣と制度の政治経済学—』有斐閣

<sup>30</sup> 藪下（2001）第7章P211の図7-1を参考に作成

この図では、単純化のために生産に必要な要素を資金量（Z）だけにして議論を展開している。そして縦軸は、産出量（Q）、費用（C）を示している。よって生産関数が

$$Q=f(Z)$$

と表され、 $f(0)=0$ 、かつ  $f'(Z)>0$  を満たしている。また Z が小さいとき  $f''(Z)>0$  で、Z が大きくなると  $f''(Z)<0$  となる。上式からもわかるように産出量は資金量の増加関数である。そして資金の投入量が少ないときには限界生産力は逓増し、ある水準（限界生産力が逓増から逓減へと切り替わる点）を超えると、逓減すると仮定している。企業は生産を行うための投入資金を自己資金、または借り入れによって調達する。この場合、企業の費用(C)直線の式と余剰、超過利潤( $\Pi$ )は以下のようなになる。

$$C=(1+r)Z$$

$$\Pi=f(Z)-(1+r)Z$$

r は利率である<sup>31</sup>。ここで生産物価格は1とおいている。各資金量によってもたらされる超過利潤( $\Pi$ )は各資金量での生産関数と費用曲線との垂直距離を求めることでわかる。生産関数と費用関数との交点 Z1 と Z2 では余剰は0となる。よって、図からも判断できるように、資金量(Z)が  $0 < Z < Z1$  のとき、余剰は負となり、 $Z1 < Z < Z2$  のとき余剰は正となる。企業は余剰最大を目指す。余剰最大となる資金量は、資金の限界生産力と利率(r)が等しくなるところ (Z\*) である。企業が経営するにあたって十分な自己資金がある場合、借り入れを行う必要はない。企業は自己資金でもって最適な資金量を投入すれば最大余剰を達成できるのだ。しかし中小企業は一般的に大企業に比べ、自己資金が少ない。それは、大企業は株式市場などで資金調達ができるが中小企業はそういった株式市場があまり整備されていないため、そのような手段で資金調達することが難しいといったことからわかる。よって、多くの中小企業は最適な資金投入を行うために、外部からの借り入れを求める。ここで、藪下・武士俣（2002）で説明したような情報の非対称性により起こる問題で、企業が望むほどの資金調達ができないときはどうなるであろうか。例えば図で、資金調達が思うほど円滑に進まず資金投入をAまでしか行うことができないとすると、その企業は期末、負の余剰となる。資金の貸し手は主に貸付判断を企業の実績から判断するため、負の余剰を出すとその企業は、資金調達がより困難になるのである。中小企業は株式や社債での資金調達がほとんど行えないため自己資本は利潤によって増加させるのだが、この状況下のとき自己資本を増加させることができない。藪下（2001）は、今期(t)の自己資本を  $A_t$ 、次期(t+1)の自己資本を  $A_{t+1}$  と表すとすると、

$$A_{t+1} = A_t < Z1$$

という式が成立すると述べ、これを非効率な生産規模が継続して存在する「中小企業均衡」と呼んでいる。つまり t 期の自己資本( $A_t$ )が  $A_t < Z1$  ならば、中小企業はいつまでも非効率な均衡か

<sup>31</sup>外部からの借入金の場合利子を支払わなければならない。また、たとえ自己資金であってもここでは機会費用が存在する。完全競争的な資金市場のもとであると借入利率は貸付利率と等しくなることを前提条件としている。

らは脱却することはできないというのだ。以上の結果から、藪下（2001）は、「中小企業問題とは、中小企業が自己資本不足のために効率的な生産水準を実現できないことであり、それが資金市場の不完全性と関連して」と述べている。また、藪下（2001）は、成長産業の担い手としての中小企業という観点から、存在する中小企業の中には現在は競争力を持たなくても、今後生産を続けることで、さまざまな技術革新が起こり、そして経営資源が蓄積され将来は十分競争力を持ち、経済発展に寄与する企業もあると述べている。そしてこれに関する議論は、貿易論でしばしば議論される、「幼稚産業保護論」と類似していると展開している<sup>32</sup>。

もう一つ、先行研究を挙げる。塩澤<sup>33</sup>（2000）は、中小企業金融の特徴として、三つ挙げている。一つ目は企業の質や技術面での多様さである。二つ目は、情報収集の困難さである。これは、上述した藪下（2002）、藪下（2001）からもわかる。そして三つ目は企業の小規模性である。塩澤（2000）はこれらの特徴を理論モデルを用い、検証している。この結果から塩澤（2000）は、融資を行うプロジェクトの成功率（すなわち貸し倒れせずに元利が払われる確率）と、その成功率を持つ中小企業を探し出すために要する費用、つまり情報収集費用との関係が中小企業金融を円滑に進めるための重要な要件であると分析している。そして投資家にとっても、金融機関にとっても、妨げとなる情報の非対称性による問題を軽減できるような社会的インフラストラクチャーの整備の必要性を説いている。

---

<sup>32</sup> 藪下（2001）では幼稚産業保護論とは、現在は競争力がない（幼稚である）が、将来は競争力を持ち成熟するような産業を保護すべきかどうかという議論と説明している。

<sup>33</sup> 塩澤修平（2001）「中堅中小企業ファイナンスに関する理論的分析の視点」金融市場局ワーキングペーパーシリーズ2000-J-11

# 第2章 地域金融と知的財産権担保融資

地域の中小企業への貸出しは、第1章で述べたように難しい。そこで我々は、地域経済活性化のために、地域金融の担い手である地域金融機関に何ができるかを考え、知的財産権担保融資の新たな可能性を探ってみることにした。この章では、まず、知的財産権担保融資の概要について説明し、次に、知的財産権担保融資が地域の中小企業への融資手法として重要であり、この融資手法の普及が我が国の地域経済の活性化に寄与するものであることを示す。

## 第1節 知的財産とは

### 2. 1. 1 知的財産とは

知的財産とは、知的財産基本法によれば、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報」をいう。また、バイオ産業・IT産業での技術開発(コンピュータプログラム、半導体集積回路など)も知的財産に含まれる。つまり、人間の創造的活動により生み出された創造物が知的財産といえる。

また、知的財産の多くは無形物である。そのため、情報財と共通した性質が考えられる。その性質としてまず、複製可能性が挙げられる。これは、知的財産(オリジナル)の情報を元に、オリジナルの原型を維持しながら、第三者がゼロに近い費用で同質のものを複製(コピー)することが可能であることを指す。フリーライダー問題が考えられる。次に、負の外部性が考えられる。ここでの外部性とは、知的財産の所有者にとっての価値が、その知的財産の情報を共有する他人の数の多寡によって増減することである。知的財産の多くは複製可能性を持つ。そのため、知的財産の公開により社会全体の便益が高められるが、同時に所有者は独占的利益を得ることが出来なくなる。その結果、知的財産所有者の権利を保護するものがない場合、社会に有益な知的財産であっても公開されなくなり、社会的不便益につながる。三つ目には、不可分性がある。これは例えば、コンピュータプログラムなどの知的財産は、部分的なもの分割されたものでは価値が生み出されないことを指す。最後に、品質の不確実性が考えられる。品質の不確実性とは、知的財産の将来価値を現在価値から評価することが難しいことである。これらの特徴のうち複製可能性・外部性・不可分性は、知的財産などの研究開発にとって大きな障壁となる。そしてこれらの障壁は、人間の創造活動のインセンティブをなくし、社会的・経済的發展を損なわせる。そこで、知的財産の創作者の権利を一定期間守るものとして知的財産権制度がある<sup>34</sup>。

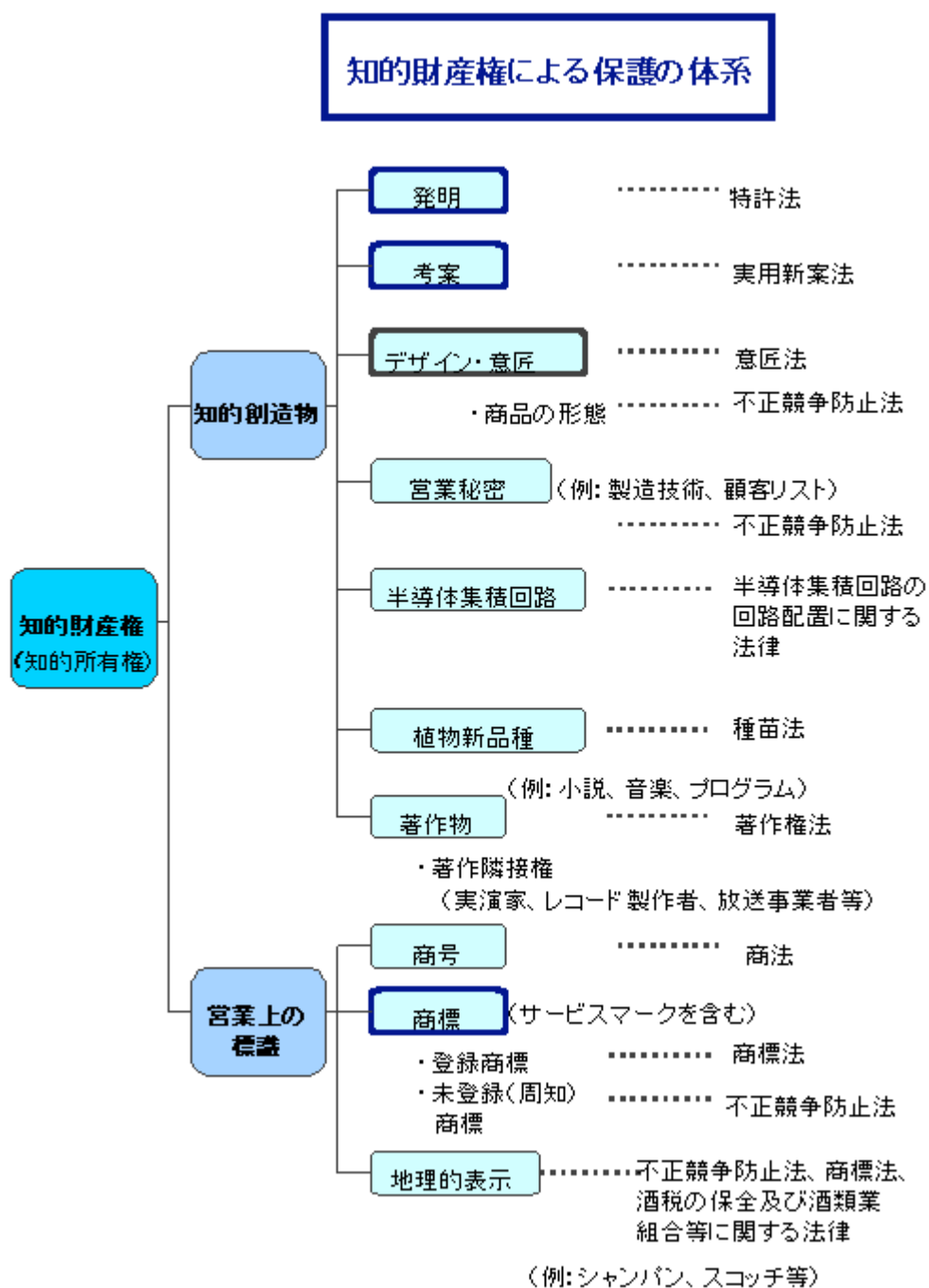
<sup>34</sup> 参考文献：永谷敬三(2002)『入門 情報の経済学』東洋経済新報社

## 2. 1. 2 知的財産権とその保護体系

知的財産権とは、知的財産基本法において「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義される。この中で、特許権・実用新案権・意匠権・商標権を産業財産権（工業財産権）と呼ぶ。また、映画や音楽、絵画など著作物を保護対象とするものを著作権と呼ぶ。これらの知的財産権の中でも、特許権・意匠権・著作権・商標権は古くからあるものである。

そして、下記の図2. 1の通り、知的財産権はその種類ごとにそれぞれの法制により保護がなされている。これらの法制は知的財産法と総称される。この中には、商標法・不正競争防止法・商法など産業上又は市場での秩序を維持するためのものも含まれる。商標法・不正競争防止法は、主に表示行為に対するもので、表示に接する需要者利益を守り、同時に表示に蓄積される信用を保護しようとするものである。

図2.1 知的財産の種類と保護体系



資料：特許庁ホームページ<<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>> (2004/10/09 アクセス)より引用

### 2. 1. 3 知的財産法

知的財産法はその保護する対象により様々な種類があり、主なものとして特許法・意匠法・著作権法・商標法がある。(表2. 1 参照)

特許法とは、特許権により発明を保護するものである。発明とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」である(特許法2条1項)。また、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与すること」を目的とする法律である(特許法1条)。特許権の存続期間は、特許出願日から20年間である<sup>35</sup>(特許法67条1項)。(医薬品や農薬品については、5年を限度に延長可能)

意匠法とは、意匠権により意匠を保護するものである。意匠とは、「物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感をおこさせるもの」を指す(意匠法2条1項)。法律の目的は、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」である(意匠法1条)。意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年間である。

著作権法とは、著作権により著作物を保護するものである。著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を指す(著作権法2条1項)。法律の目的は「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」である(著作権法1条)。著作権の存続期間は、著作者の死後50年間である(著作権法51条)。

商標法とは、商標権により商標を保護するものである。商標とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(標章)」を指す(商標法2条)。また、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」を目的とする法律である(商標法1条)。商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年間である(商標法19条)。

---

<sup>35</sup> 医薬品や農薬品については、5年を限度に延長可能。

表2.1 知的財産法の体系

	特許法	意匠法	著作権法	商標法
法の目的	発明の保護と利用の促進、産業経済の発達に寄与（特許1条）	意匠の保護と利用の促進、産業経済の発達に寄与（意匠1条）	著作者等の権利保護 文化的所産の公正な利用、文化の発展に寄与（著作1条）	業務上の信用維持と産業の発達に寄与、需要者の利益を保護（商標1条）
保護客体	発明＝自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの（→実用新案）	デザイン＝視覚を通じて美感を起させる物品（その部分を含む）の形状・模様・色彩又はこれらの結合	著作物＝思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に入るもの	商標＝文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合
権利内容	実施（生産、使用、譲渡等、譲渡等の申出、輸入する行為）独占権。均等の範囲	実施（生産、使用、譲渡、貸渡し、展示、輸入する行為）独占権。類似の範囲も	著作人格権、著作権（複製権、公衆送信権、展示権、送信可能化権、翻案権、譲渡権、貸与権等）	指定商品・役務についての使用（商標2条3項）独占権
権利の効力	業として、特許発明の実施の独占	業として、登録意匠及び類似意匠の実施の独占	模倣に対する相対的独占権	業として、登録商標の使用の独占 類似は擬制侵害
権利の発生	設定登録	設定登録	創作	設定登録
権利期間	出願から20年。医薬品等については期間延長制度	登録から15年	著作者の死後50年 例外：団体名義、映画の著作物	登録から10年。 更新登録
独自創作の取り扱い	先願主義	先願主義	独自創作の抗弁	先願主義
審査	実体審査により、特許要件を満たすものを登録。審査請求制度、出願公開制度を採用	実体審査により意匠登録要件を満たすものを登録。模倣を防ぐため登録まで公開せず	審査なし。登録は第三者対抗要件	実体審査により商標登録要件を満たすものを登録
法人への権利の帰属	職務発明。特許権は発明者に、法人には実施権	同左	職務著作の要件に該当するものは、法人に帰属	規定なし

資料：土肥一史(2004)『知的財産法入門〔第7版〕』中央経済社 p 3より作成

## 第2節 知的財産権担保融資とは

### 2. 2. 1 知的財産権担保融資とは

知的財産権担保融資とは、物的担保（土地、建物などの不動産）や信用力が不足していて金融機関からの借入が困難な企業に対し、市場性のある知的財産権（特許権、著作権等）を担保として行う融資のことである。不動産等の物的担保となる資産や信用力には乏しいが、優れた技術力やアイデアを持つ企業は、中小企業の中にも非常に多い。したがってこの融資手法は、これらの企業の資金調達の円滑化を進めるものであり、中小企業等による新産業創出の必要性が叫ばれる時代背景もあり、現在注目を浴びている。

### 2. 2. 2 知的財産権担保融資の手続き

知的財産権担保融資を行うにあたっては、1.担保適格性の審査 2.担保権の設定 3.万が一債務の返済が滞った場合の担保処分、の三つの手続きが重要である。

#### 2. 2. 2. 1 担保適格性の審査

担保適格性の審査とは、当該知的財産権が担保とするにふさわしいものであるかどうかを検討することである。検討するポイントは以下の通りである。

（産業整備基金(2000)「知的財産権担保融資マニュアル」<sup>36</sup>を参考に作成）

#### (1) 当該知的財産権が権利として確実なものか

担保にしようとする知的財産権が法的に安定して成立しているかを調査する必要がある。特に、“特許出願中の特許を受ける権利”を担保にしようとする場合には、この権利が将来確実に特許権化するかどうかの判断も求められる。また、当該知的財産権が、異議申立て、無効審判請求等を受けていないかのチェックも重要である。

権利が成立していることを確認したら、次に、債務者が当該知的財産権の処分権を正当に有しているかを確認する必要がある。共有関係や、処分に際して制限要因となるような第三者権利の付着状況等も、処分時のことを考えてしっかり確認しておく必要がある。

#### (2) 当該知的財産権が債務者の事業にとって不可欠なものとなっているか

当該知的財産権が債務者の事業にとって必ずしも必要とされないものであると、価値評価も難しい上、債務者に債務の履行を促す強制力が十分に働かない等の問題も生じてくる。つまり、担保取得しようとする知的財産権は、債務者の事業の収益、競争力の源泉になってなくてはならない。

#### (3) 当該知的財産権を活用した事業に収益性、将来性、市場性があるか

当該知的財産権が、債務者が債務を十分に弁済しうる収益を生む価値を、長期間維持できるかを見極める必要がある。仮に債務者が当該事業以外の要因で破綻をした場合でも、担保処分、第三者への権利移転が容易に行えることが必要である。

<sup>36</sup> [http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki\\_manu.doc](http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki_manu.doc) (2004/11/09 アクセス)

## 2. 2. 2. 2 担保権の設定

当該知的財産権に担保適格性があると判断したら、担保権設定の手続きに入る。担保権の設定方法は、質権または譲渡担保(名義上の当該知的財産権の移転)によることが一般的である。質権とは、担保にしようとするものの占有を債権者に移転し、債権者が弁済を受けるまで手元にとどめておき、弁済がない場合、この担保を競売してその売却代金から優先的に弁済を受けられるという権利である。譲渡担保とは、債権者に担保にしようとするものの所有権を移転して、決められた期間内に弁済できれば債務者に返すが、できなかった場合は債権者が自由に処分できるという担保である。

いずれにしても担保権を設定するためには、特許権・実用新案権・意匠権・商標権であれば特許庁へ、プログラム著作権であれば財団法人ソフトウェア情報センターへ、その他の著作権であれば文化庁へ登録する必要がある。この登録をもって、担保権(質権または譲渡担保)が法的に成立する<sup>37</sup>ことになる。登録に際しては、登録免許税として質権であれば債権金額の1000分の4、譲渡担保であれば一件につき権利ごとに決められた金額(特許権：15000円、実用新案権：9000円、意匠権：9000円、商標権：30000円、著作権：18000円)が徴収される<sup>38</sup>。

両設定方法の違いをいくつか述べる。一つ目は、登録免許税に関して、譲渡担保の場合は上限が決まっているのに対して、質権の場合は決まっておらず、債権金額に対する比率により決まるので、多額の資金を借り入れる際には、質権設定のほうが高くなるということ。二つ目は、譲渡担保の場合は名義上知的財産権が担保権者に移転したことになるため、担保権者にとっては知的財産権を直接管理できるというメリットがあるが、債務者にとっては事業上の不都合が生じる場合もある等のデメリットがあるということ。

このように、いずれの担保権の設定方法にしてもメリットとデメリットがあるため、どちらの方法を用いるかは個々の案件の性質による。

## 2. 2. 2. 3 担保の処分

担保権を取得して融資を行った後、債務者の債務の返済が滞った場合には、担保権を実行して現金を回収することになる。担保処分に関する諸問題は次章以降で詳しく説明する。

---

<sup>37</sup> 厳密には、担保権を設定する場合、特許権については担保権を特許庁の登録原簿に登録しなければ担保権の効力が発生しないのに対し、著作権については当事者の契約だけで担保権の効力が発生し、登録は第三者対抗要件(優先権を第三者に主張するための法的根拠)に過ぎない。しかし、いずれにしても万全を期すためには、最終的には登録という手続きをする必要がある。

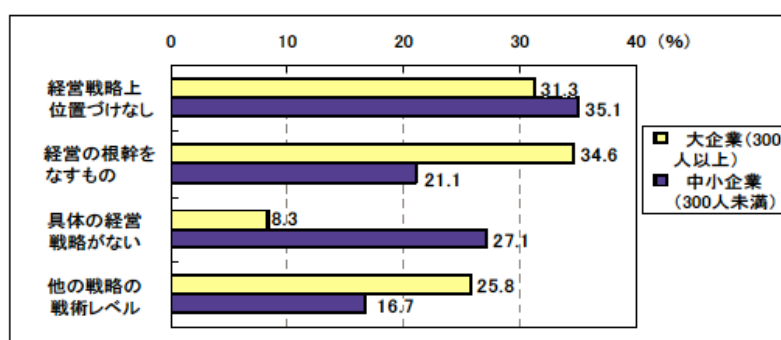
<sup>38</sup> 詳しくは、特許庁ホームページ<<http://www.jpo.go.jp/indexj>> 文化庁ホームページ<<http://www.bunka.go.jp>> 財団法人ソフトウェア情報センターホームページ<<http://www.softic.or.jp>> を参照されたい

### 第3節 地域金融における知的財産権担保融資の可能性

知的財産権担保融資が、今後、地域の中小企業への融資手法として重要性を増し、この融資手法の普及が、我が国の地域経済の活性化に寄与するものであると我々は考える。その理由を以下に述べる。

現在政府は、「知的財産立国」<sup>39</sup>を目指し、企業の知的財産戦略を後押しする政策を進めているが、地域の中小企業の知的財産戦略は、大企業に比べてあまり進んでいない。愛知県産業労働部産業技術課が平成15年に行った県内の企業10000事業所を対象に行ったアンケート<sup>40</sup>によれば、中小企業は大企業に比べ、知的財産を経営戦略として重視していない傾向があり(図2.2)、このことは、大企業の76.0%が知的財産管理組織を持っているのに対し、中小企業は39.0%しか持っていないことからわかる(図2.3)。また、中小企業の未利用の特許は平均13.7件であるが、中小企業の特許の平均保有数が15.7件である<sup>41</sup>ことを考えると、中小企業の持つ特許のうちのかかなりの割合の特許が、有効に使われていないということが言える。

図2.2 知的財産戦略の経営戦略における位置付け



資料：愛知県産業労働部産業技術課(2003)「知的財産への取り組みに関するアンケート調査」  
 <<http://www.pref.aichi.jp/sangyo/chiteki/pdf/gaiyo/angaiyo.pdf>> より引用

<sup>39</sup> 首相官邸(2002)「知的財産戦略大綱」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>> (2004/11/09 アクセス)を参考されたい。  
<sup>40</sup> <<http://www.pref.aichi.jp/sangyo/chiteki/pdf/gaiyo/angaiyo.pdf>> (2004/11/9 アクセス)  
<sup>41</sup> 同上調査より

図2.3 知的財産管理組織の有無

		あり	なし (本社・他事業所にある)	なし	有効回答数
全体		49.8	14.8	35.4	
規模別	大企業(300人以上)	76.0	9.7	14.3	175
	中小企業(300人未満)	39.0	17.3	43.7	444

資料：出典は同上

このように、地域の中小企業は知的財産を有効に活用できていないのが現状であるが、今後、これらの企業においても、知的財産を重視した経営が行われるようになれば、企業価値に占める知的財産の割合が大きくなっていくと考えられる。知的財産が経済的価値を持つ資産として重要なものとなれば、当然それを資金調達的手段として利用しようということになり、知的財産権担保融資の重要性は増す。

また、地域経済活性化のために、地域における新産業創出を目指す動きがあることも、地域金融における知的財産権担保融資の重要性が増す理由としてあげたい。

2003年に金融庁により公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」<sup>42</sup>の中に、「中小企業の技術開発や新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携を図るよう要請する。特に、経済産業省の『産業クラスター計画』を支援するため、関係金融機関に対し、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型の企業と優良案件の発掘に資するよう地域ごとに『産業クラスターサポート会議』を立ち上げるよう要請する。」という文言がある。「産業クラスター計画」とは、地域の大学と中小企業が協力して、地域に競争力のある企業群を育て、それにより地域経済活性化を実現しようという計画である。この計画の進展により、地域に知的財産権を持つ中小企業やベンチャー企業が多数出現してくることが期待される。これらの企業への資金供給手段としても、知的財産権担保融資は重要性を増していくだろう。

このように、国全体として、知的財産の経済的価値を重要視していこうという流れがある中、地域の中小企業もその例外ではなく、これらの企業の資産に占める知的財産の割合は大きくなっていくと考えられる。となれば、物的担保や信用力に欠ける中小企業への融資において、この知的財産を担保に利用しない手はない。したがって、今後地域金融における知的財産権担保融資の重要性は増し、その普及・拡大は、地域経済の活性化に寄与するものと我々は考える。

しかしながら、知的財産権担保融資は多くの問題点を抱えているのが現状であり、その問題点を克服しない限り、知的財産権担保融資の普及・拡大は難しいであろう。そこで次章では、知的

<sup>42</sup>金融庁(2003)「リレーションシップバンキングに関するアクションプログラム」  
<<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2/01.pdf>> (2004/11/05 アクセス) 参照

財産権担保融資の問題点について論じる。

# 第3章 地域金融における 知的財産権担保融資の問題 点

---

この章では、第2章で説明した知的財産権担保融資の実情に踏み込みつつ、大きく四つに分けて問題点を提起していく。第1節では、知的財産権の仕組みの問題をとりあげ、知的財産権をとりまく法体系の複雑さが引き起こす実務上の弊害や、特許の適用範囲の確定が困難であることを述べる。第2節では、知的財産権の評価の問題では、それぞれの評価方法におけるデメリットを指摘し、更に評価にかかるコストの問題を取り上げる。第3節では、知的財産権担保の処分の問題をとりあげ、流通市場が存在しないことによる処分の厳しい現状に触れた後、ノウハウ蓄積が進まない原因について指摘する。第4節では、知的財産権関係の手続きに専門家である弁理士が必要不可欠であることを説いた後、弁理士の偏在などの問題に触れる。

## 第1節 仕組みの問題

まず、特許権であれば特許権法、著作権であれば著作権法というように権利の根拠となる関連法律がそれぞれ異なることが知的財産権担保融資の仕組みを複雑にしている。例えば、特許権の場合、担保権の設定において担保権を特許庁に登録することによって初めて効力が生まれる。一方、著作権の場合は二者間の契約のみで効力が生まれる。ただし、著作権の場合は登録により第三者対抗要件が生まれる。これは、著作権の二重譲渡などが起きた場合に第三者に対して当該著作権が自分の権利であることを証明するものである。

権利の根拠となる関連法律が異なることによって、知的財産の取り扱い方法も違ってくる。取り扱い方法の違いとは、権利の存続期間や管理方法といった点、さらに、工場や観光施設に属する土地、建物、工作物、機械器具、知的財産等の諸財産を包括的に抵当権の目的とする制度である財団抵当制度や知的財産権の信託等を活用できるか否かという点などがある。よって、担保実務を行う際に留意すべき点が多様多様に亘っているので、他の融資方法に比べて実務上の時間とコストがかかる。例えば、知的財産権の権利関係の管理という面だけを取り上げても、特許の期日管理、特許料が支払われていることの確認、審査請求が実行されているかの確認など多岐に亘る。さらに、出願中の特許であれば特許庁の協力が必要であることに加え、特許の審査過程における手続きまでも加わる。

通常、一つの工業製品に対して、あらゆる知的財産権が使われている。その全てに対して担保を設定することは非常に煩雑な作業となり、時間とコストがかかる。そこで、実務では重要な知的財産権にのみ担保を適用している。しかし、ひとつの知的財産権だけではその製品を製造できないなどのリスクも考えるため、処分時のことを考えると望ましい方法ではない。事業が拡大する上で担保設定した知的財産権に密接に関わる知的財産権が生まれる可能性もあり、追加で担

保設定するなどの手間がかかることも予想できる。

また、担保を設定する場合に質権設定する方法と譲渡担保にする方法が挙げられるが、それぞれに問題が存在する。産業財産権とは、知的財産権のうちの特許権、実用新案権、意匠権、商標権の四つを指すものであるが、それを例にすると、特許庁の特許等登録原簿記載が担保の効力発生要件となっているので特許等を受ける権利に対しては質権を設定できない。特許出願から登録までの期間が平均して約四年であることを顧みると適切な方法とはいえない。更に、登録免許税は被担保債権者の千分の四であり、かなりの高額となってしまう。譲渡担保についても、登録が効力発生要件となっているため名義変更手続きが必要となる。移転登録料は特許であれば一万五千元、商標であれば三万円といったように低額であるが、登録原簿には譲渡担保とは記載されず譲渡と記載されることから設定者は譲渡担保の転売の危険性もある。現状としては譲渡担保の採用が一般的だが、そこに存在する問題は払拭できていない。

## 第2節 評価の問題

知的財産権の評価の問題は、融資をする金融機関にとって、与信リスクを負う切実な問題である。主な評価方法としてはコストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチなどがあるが、どの評価方法にも固有の問題がある。以下でそれぞれのアプローチ・評価方法を説明した上で問題点について触れていく。

コストアプローチは、対象とする知的財産権と同様のものを再調達する場合に、どれくらいのコストがかかるかという観点から価値評価を行う。すなわち、前もって創造、創出し、取得する際にかかった費用を見積もる手法である。具体的な手法としては再構築費用法やヒストリックコスト法などが挙げられる（表3-1参照）。会計的に取得費用を算出することは必ずしも難しくないので、このアプローチは財務会計上の評価方法としては適しているが、担保価値の評価方法としては、単なる労働の成果ではない新しく創造・創出された知的財産権の付加価値部分についての考察が欠けており、知的財産がもたらす将来の利益やリスクを必ずしも反映していないという問題がある。

表3-1 各種の評価法のまとめ(コストアプローチ)

評価システム	主な特徴	利用分野	必要データ	長所・短所
再構築費用法	特許の開発、取得、維持にかかる費用を特許の価値とする方法。M&Aなどの実務で使われることがある	自己実施特許および自己実施予定のある特許、特許群	年間の研究開発費、研究員の人件費、特許出願費用、特許維持費用等	長所：評価方法が単純である 短所：特許の持つ経済的価値を評価できない。
ヒストリックコスト法	この手法では、実際の知的財産の使用者における過去のキャッシュフローを、インフレ率を用いて調整し、現在の価格に引き直す。知的財産を開発するに要した期間、及びその資産の有効期間を定義し、それに基づいて価値を算出する。	自己実施特許および自己実施予定のある特許、特許群	年間の研究開発費、研究員の人件費、特許出願費用、特許維持費用等	長所：評価方法が単純である。 短所：特許の持つ経済的価値を評価できない。

注) インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ以外の手法として、特許評価指標のようなランキングによるアプローチがある。

出所) pl-x 社資料及び野村證券金融研究所資料（山本大輔）をもとに作成

マーケットアプローチは、その知的財産権に類似した知的財産権を、市場で実際に取引される場合の価格・価値でもって見積もる手法である。主な手法としては、類似取引比較法や TRRU などがある（表3-2参照）。このアプローチは市場で確立された経済的価値を根拠としているので、ある一定規模以上の市場があるなら理想的な手法といえる。しかし、知的財産権は個性が強く、類似したものを見出すことが難しい上、現状では、知的財産権の活発な取引市場が存在しないために、比較対象が可能な知的財産権が、市場において売買されている可能性が小さく、高い類似性をもつ知的財産権を探すことは困難である。つまり、活発な取引市場が存在しない状況では、データの収集が困難であるという問題があるため、知的財産権の取引市場が発達していない現状を考慮すると現実的ではない。

表3.2 各種の評価法のまとめ(マーケットアプローチ)

評価システム	主な特徴	利用分野	必要データ	長所・短所
類似取引比較法	まず、株式時価総額データなど貸借対照表上の有形資産の市場価値データを使って、企業を持つ無形資産全体の価値を推計する。次に無形資産のうち特許資産の割合を按分して特許の価値とする。	企業の保有する全特許の価値	製品別の将来売上、利益、設備投資等の予想データ、特許寄与度を推定するための按分比率	長所：企業価値、事業価値の算定によく用いられDCF法を使っているため、わかりやすい。 短所：特許の寄与度を測る按分比率に客観性がない。
TRRU(pl-x社)	ブラックショールズ・オプション価格理論を用いてその技術の評価を行う。技術主体で収益をあげている上場企業(PPC)の株価を、現在の資産価値としてとらえる。	企業を持つ特定の技術の価値評価	割引率、将来の市場性の分散、ライセンス・アウトの期間等	長所：株価を使っているため評価の客観性が高いと思われる。 短所：必ずしも評価対象企業と同じ技術を持つ、類似企業が存在するとは限らない。

出所) pl-x社資料及び野村證券金融研究所資料(山本大輔)をもとに作成

<[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/tokkyo\\_hyouka/13-sisutemu\\_bunseki.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/tokkyo_hyouka/13-sisutemu_bunseki.pdf)>より引用

インカムアプローチは、その知的財産権を利用した際に将来において期待される収入または収益を現在価値ベースで見積もる手法である。このアプローチには、ディスカウント・キャッシュフロー法とリアルオプション法があり、それぞれ更に細かな分類が存在する（表3-3参照）。このアプローチは、将来の担保処分時に当該知的財産権がどれだけの収入、収益を生み出す価値を有しているかを考え評価するため、他のアプローチと比較して相対的に妥当なものと思われる。そのため、知的財産権担保融資の離陸期とも言える現在において、市場基盤を作るためにも一番現実的な方法でもある。しかし、客観的な評価が難しく、理論値と実際のキャッシュフローの間に乖離が見られることもある現状では、やはり問題がある。

また、これらの評価方法に共通のリスクとして、新技術の出現で特許にかかる技術が陳腐化することなどが挙げられる。

表3.3 各種の評価法のまとめ(インカムアプローチ1)

評価システム	主な特徴	利用分野	必要データ	長所・短所
DCF法(単純DCF法)	当該特許を排他的に利用して製品を開発した場合に製品から得られるキャッシュフローを推定しキャッシュフローの獲得に貢献した特許の寄与分でキャッシュフローを按分する。按分後のキャッシュフローの割引現在価値が特許の価値である。	自己実施特許 および自己実施予定のある特許、特許群	製品別の将来売上、利益、設備投資等の予想データ、特許寄与度を推定するための按分比率	長所：企業価値、事業価値の算定によく用いられDCF法を使っているため、わかりやすい。 短所：特許の寄与度を測る按分比率に客観性がない。
DCF法(リスク調整割引アプローチ)	海外では Risk Adjusted Net Present Value と呼ばれる。一般のDCF法では、将来に渡って資本コスト(割引率)が一定と仮定しているのに対し、新薬の開発などでは、明らかに開発フェーズ毎に事業リスクが違うので、対応する割引率も変化させねばならない。 リスク調整割引率アプローチは、割引率を事業リスクに応じて変化させる点に特徴がある。	企業の持つ特定の技術の価値評価	割引率、将来の市場性の分散、ライセンス・アウトの期間等	長所：R&Dプロジェクトなど製品化の過程にある事業を(失敗する可能性を明示的に加味して)評価できること 短所：R&Dプロジェクトの失敗する確率などが客観的に求められない場合、適用が困難なこと

出所) pl-x 社資料及び野村証券金融研究所資料(山本大輔)をもとに作成

<[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo\\_hyouka/13-sisutemu\\_bunseki.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo_hyouka/13-sisutemu_bunseki.pdf)>  
より引用

### 各種の評価法のみとめ(インカムアプローチ2)

評価システム	主な特徴	利用分野	必要データ	長所・短所
DCF法(確 実性等価ア プローチ)	将来キャッシュフローの変動 性や事業やR&Dに失敗するリ スクをすべてキャッシュフロ ーの見積りに反映させる方 法。 一般的なDCF法では、こうし たリスクは割引率に考慮する が、割引率の推定が困難な場 合、直接予想キャッシュフロ ーを事業リスク割引いて DCF法を適用。割引率は当然、 安全利子率となる	企業の持つ特 定の技術の価 値評価	業界別、製品別の標準 実施料率データ、製 品別の将来売上予想 データ	長所:直感的にわかりやすく 極めて計算が簡単なことで、 きちんと評価する前に価値 を概算する場合などに用い られる。 短所:どれくらいキャッシュ フローを割引いたらいいの か合理的な根拠が存在しな いこと。
DCF法(確 率的DCF アプローチ)	モンテカルロDCF法とは、モン テカルロ・シミュレーショ ンをDCF法に適用したもので ある。 モンテカルロ・シミュレーシ ョンとは、将来起こりうる事 象を確率分布として定義し、 その確率分布に従って発生さ せた乱数を使って現実におこ りうる事象の実験を行う手法 である。	企業の持つ特 定の技術の価 値評価	業界別、製品別の標準 実施料率データ、製 品別の将来売上予想 データ	長所:価値が分布で評価され るので、直感的にわかりやす い。シナリオ分析より判断の ための情報が多い。たとえ ば、XX%の確率で100億以上 の価値になる というような表現ができる。 短所:キャッシュフロー予測 に必要なパラメータ(ex 売 上、コスト)に確率分布 を設定するのが困難なケ ースでは、適用ができない。

出所) p1-x 社資料及び野村證券金融研究所資料(山本大輔)をもとに作成

<[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo\\_hyouka/13-sisutemu\\_bunseki.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo_hyouka/13-sisutemu_bunseki.pdf)>  
より引用

### 各種の評価法のみとめ(インカムアプローチ3)

評価システム	主な特徴	利用分野	必要データ	長所・短所
リアル・オプ ション(ブラ ックショール ズ法)	ブラックショールズ・オプション 価格理論を用いてその技術の 評価を行う。技術主体で収益を あげている上場企業(PPC)の株 価を、現在の資産価値としてと らえる。	企業の持つ特 定の技術の価 値評価	割引率、将来の市場 性の分散、ライセン ス・アウトの期間等	長所:将来の可能性の価値を 定量的に評価することができる。 短所:評価に必要なデータの 収集が困難なことが多い。
リアル・オプ ション(デン ジョンツリー アナリシス)	デジョンツリーアナリシス法 現可能性のある将来の経営上 のオプションを時系列的に樹形方 に表記し、各々の樹の付け根(ノ ード)に至る確率を使って事業 価値を算定する方法である。	企業の持つ特 定の技術の価 値評価	業界別、製品別の標 準実施料率デー タ、製品別の将来 売上予想データ	長所:将来の経営のオプション を盛り込めるので柔軟性が ある。意思決定の違いによる 事業の価値変化がわかりやす い。 短所:DCF法と同じ割引率を 用いるため、延期オプション が将来のキャッシュフローを 考慮していない。
リアル・オプ ションのバイ ノミアルモデ ル(アナリシ ス)	バイノミアルモデルとは、1期 後のシナリオが上昇、下落の二 通りしかないと仮定し てオプションの価格を求める方 法である。シナリオが二つしか なくとも、1期の期間 を短くすることで多くのシナリ オを考慮することが可能になる。			長所:比較的すくない情報で リアル・オプションによる価 値評価ができる点。 短所:段階別に事業や開発が 区切られているケースでなけ れば適用できないこと。
25% ルール	特許から得られる税引前粗利益 の25%を実施料とするという考 え方。根拠は、企業の収益は資 本、組織、労働、技術という4 つの要素の成果であるため技術 の占める役割は4分の1が適当 とする。	実施件を設定 している特許	特許から得られる 税引前粗利益デー タ	長所:長年の慣行上受け入れ やすい。 短所:25%とする根拠が希薄

出所) p1-x 社資料及び野村證券金融研究所資料(山本大輔)をもとに作成

<[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo\\_hyouka/13-sisutemu\\_bunseki.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo_hyouka/13-sisutemu_bunseki.pdf)>

より引用

以上のように、絶対的価値評価（定量的評価）の手法には、限界があるため、現在は、価値評価は多様なものになるという「相対的価値評価」（定性的評価）へと考えが移行している。

例えば、特許庁が出した特許評価指標（技術移転版）（表3-4参照）<sup>43</sup>では、特許の権利としての強さや完成度を見る権利固有評価、権利ならびに技術の信頼性や安定性を見る移転流通性評価・事業化の可能性や収益性を見る事業性評価などの項目により多角的にランキング評価し、それをまとめて総合評価を与えるという形式をとっている。

表3.4 特許評価指標（技術移転版）のポイント

項目	具体的評価項目など
A. フェイス項目	評価の前提となる基本的事項と評価者及び評価の視点を明らかにする。
B. 権利固有評価	【権利としての技術支配力】 「特許の権利化状況」、「権利の存続期間」、「発明の技術的性格」、「権利としての強さ」、「抵触可能性」、「代替技術との技術優位性」 【技術としての完成度】 「発明の実証度合い」
C. 移転流通性評価	【技術移転の信頼性】 「事業化に向けた追加開発の必要性」、「技術導入後の技術支援の有無」、「技術導入時の技術指導の有無」、「ライセンス制約条件」 【権利の安定性】 「権利者の侵害対応の義務や協力」
D. 事業性評価	【発明の事業化可能性】 「事業障害」、「特許の事業への寄与度」、「代替技術出現の可能性」、「侵害対応の容易性」 【事業化による収益性】 「事業規模」、「収益期待額」
E. 総合評価	評価目的に応じて上記評価結果を総合的に判断する。

出所) 特許庁資料をもとに作成

<[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo\\_hyouka/13-sisutemu\\_bunseki.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tokkyo_hyouka/13-sisutemu_bunseki.pdf)>より

しかし、このような特許評価は金融機関には単独では利用されない。なぜなら、相対的価値評価はもともと金銭的な価値評価ではないため、経済的価値の大まかな把握にとどまってしまう。つまり、企業が自社の知的財産権の戦略的価値を計る上では適切だが、融資の場においては数值的に精緻な査定が求められることを考慮すると適切な方法とは言えないからだ。

絶対的評価においてはそれぞれの価値評価方法について、メリット、デメリットがそれぞれ存在しているため、価値評価においては唯一ベストの方法が存在せず、その評価方法もさまざまになっているのが現状であることがわかる。相対的評価もそれ単独では十分な価値評価には至らない。

ここで、上記の問題点のまとめとして知的財産権担保融資をはじめとする特許評価ビジネスが進展しない原因について考察してみる。

一点目は、特許評価には、特許に関する詳細な内容が必要不可欠であるのだが、それらの詳細な内容まで反映している評価手法が無いという現実がある。また、既存の評価方法では対応しきれない面が多々あることが挙げられる。そのことにより多くの場合、ケースバイケースとなって

<sup>43</sup>詳しくは <http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/tt1212-035.pdf> を参照されたい

しまうのが実情である。

二点目として、今まで説明してきたように、現状の価値評価方法で算定したとしても、その特許の評価価値が曖昧なため、この実務機関も絶対的な信頼を置けず、知的財産権担保融資などの実務上で、主材料として活用することが少ないことが挙げられる。

三点目は、コストが膨大にかかることである。権利関係の精査や任意の評価技法を用いた経済的評価を行うことは、金融機関にとって多大な時間とコストを割くことを意味する。更に、そのようなコストを下げるために融資ロットを拡大すれば、それと比例してリスクの絶対量も拡大することになる。このように、評価技法は理論的には近年、目をみはる進展を見せているが、リスク面が大きな課題となり金融機関に二の足を踏ませている。多くの場合、過去の実績により、安定したキャッシュフローが見込まれる場合や一定のライセンス収入が見込まれる場合に融資が限られてしまうのである。

最後に、知的財産権は、会社が保有しているノウハウや顧客関係などのその会社固有の経営資源と結びついて初めて価値を持つものであり、担保に適さないとの判断をする金融機関もある。リスクをカバーするには、リスクの定量化による金利への反映や融資のポートフォリオ化が挙げられるが、それにはやはりデータ集積が求められる。

姫野桂一「特許評価ビジネスの活性化に向けて」より一部引用

<<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2003/pdf/cs20030710.pdf>> (2004/11/09 アクセス)

## 第3節 処分の問題

次に、知的財産権担保融資における、処分の問題である。現状としては売却処分に非常に時間がかかり、なおかつ、売却先が関連業種に限られるという問題がある。これは、知的財産権の売買数が少ないこと、知的財産権担保処分のノウハウがまだ十分に確立されていないこと、知的財産権担保融資自体の件数が少ないことによる、流通市場が形成されていないことに原因がある。以上のような原因から、流通市場が形成されていない以上、相対交渉とならざるをえないのである。

また、知的財産権担保融資の回収のケースとしては、M&Aで全額を回収するケース、第三からのライセンス収入により徐々に回収するケース、買収者による代位弁済により回収されるケースなどが挙げられる。しかし、現状において、知的財産権の譲渡が成功したケースは存在しない。

また、表面的に知的財産権担保融資と分類される融資についても、金融機関によっては知的財産権自体の価値ではなく会社の業績や事業性という観点から評価し、知的財産権については法的に申請されていることを確認するのみといった事例も見受けられ、このような評価方法を受けた知的財産権が処分の際に十分な資金回収をできないことは自明の理である。このような場合、処分が可能であるとしても特許権などの知的財産権それ自体のみでは事業を行うことは無理であることが多い。これは、第2節でも触れたように知的財産自体と知的財産を使いこなすノウハウや取引先に関する情報が密接に関わっていることによる。よって、債務者の協力が必要となってくるのである。つまり、ここでも時間とコストがかかってしまう。

## 第4節 外部環境の問題

知的財産権関係の手続きとしては、取得、異議申し立て、審判、訴訟、鑑定などが挙げられる。これらの手続きには弁理士の資格が必要であり、弁理士に代理人として代行してもらうよう依頼する。

また、知的財産権の価値評価としては、主に技術的側面、法的側面、経済的側面の三つが挙げられる。そのうちの技術的側面、法的側面においては、実務経験豊富でその道のプロフェッショナルである弁理士が当たるのが適当である。一方、経済的側面に関しては公認会計士・税理士や金融機関・企業家などが連携して行うことが適当である。

つまり、知的財産権担保融資を行うにあたって、以上の三側面は非常に重要であり、なかでも、各種手続きを行う弁理士の存在は、必要不可欠であると考えられる。実際に、弁理士が、裁判所から債権者が担保設定していた工業所有権の譲渡命令に基づく、債権回収のための譲渡対価の鑑定依頼を受けていることから、弁理士の存在は重要といえる。また、2002年には日本弁理士会の発明等評価検討委員会により「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」といった論文も発表されており、弁理士側としても知的財産権担保融資をはじめとした、知的財産権の価値評価に積極的な姿勢を見せている。

しかし、表3-5に見られるように、弁理士は、東京を中心とした大都市圏に偏在している。このことにより、地方の金融機関や公認会計士などは、知的財産権担保融資を行う際に、知的財産権の管理や審査請求などに対する、弁理士の迅速なサポートや相談を受けることが困難になる。よって、技術的・法的側面における専門家である、弁理士が身近にいないということは、知的財産権担保融資を円滑に進めるための障害になりうる。

以上が、知的財産権担保融資を行うにあたって、専門家の偏在という外部環境の問題である。

表3-5 都道府県別弁理士登録

②都道府県別弁理士登録人数表			2003年末現在		
事務所所在地		人数	事務所所在地		人数
北海道		12	東京都		72
青森		2	大阪府		861
岩手		1	兵庫県		83
宮城		4	奈良		12
秋田		2	和歌山		1
山形		4	鳥取		3
福島		3	島根		2
茨城		40	岡山		13
栃木		7	広島		12
群馬		11	山口		2
埼玉		76	徳島		3
千葉		80	香川		3
東京都		3,484	愛媛		4
神奈川県		322	高知		2
新潟		5	福岡		35
富山		5	佐賀		1
石川		6	長崎		1
福井		5	熊本		4
山梨		4	大分		1
長野		20	宮崎		1
岐阜		28	鹿児島		1
静岡		33	沖縄		4
愛知		237	国外		15
三重		5	計		5,548
滋賀		16			

(2004/11/05 アクセス)

IPA(2004)「IPA 知的財産研究会報告書」

<[http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/pdf/chizaiken\\_report.pdf](http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/pdf/chizaiken_report.pdf)>

(2004/11/05 アクセス)

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<[http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki\\_1\\_4.doc](http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki_1_4.doc)>

# 第4章 政策提言～特許価値評価専門機関の創設～

本章では、政策提言を行う。我々の政策提言は、特許価値評価専門機関の創設である。

前章で既述したように知的財産権担保融資には、一、担保価値評価が難しい、二、担保処分が難しいという二つの問題がある。我々の提言は、この二つの問題を価値評価専門機関の創設によって解決しようというものである。具体的には、一の問題を“専門家の集結する機関における知識・ノウハウの蓄積”、二の問題を“特許ブローカー（仲介）業務を特許評価機関を通じて銀行が担う”ことで解決できると考えた。

本章は、まず、特許価値評価機関の業務、そのポイント、次に知的財産権担保融資での機関の利用法、最後に機関創設においての具体的諸事と将来像という構成でできている。

## 第1節 特許価値評価の意義・目的

### 4. 1. 1 知的財産権の評価ニーズ

日本弁理士会が、2002年3月に発表した「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」によると知的財産権価値評価のニーズは、以下のように整理できる。

評価目的	
評価者	評価項目
裁判所	破産時の評価、債務弁済時の評価（譲渡対価）、損害算定時の評価
企業	発明者保証、譲渡対価、ライセンス対価、資産価値、収益価値、事業価値
金融機関	担保価値、担保処分時評価、融資審査時評価
投資家	投資価値、企業の価値評価

出所）「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」（日本弁理士会 2002年3月）

このように価値評価のニーズは多様であり、価値評価手法が確立されれば、その経済効果は非常に大きなものになると期待されている。

#### 4. 1. 2 特許価値評価の意義・役割

特許価値評価の意義・役割は、以下のように集約できる。

1. 特許権の企業戦略への組み入れの促進
2. 企業の潜在的成長力の再評価
3. 特許流通、移転促進、特許の担保化・証券化などのツール
4. 新規開業の促進

まず、“特許権の企業戦略への組み入れの促進”から見ていこう。「現在、日本では、現存する特許68万件のうち、実際に使われているものは23万件、使う予定のあるものは16万件に過ぎず、使う予定のない休眠特許は30万件にも及んでいる」(日刊工業新聞 1998年8月5日)。特に中小企業は、特許の管理能力が低く、休眠特許の比率が高い傾向にある。特許価値評価が確立し流通が高まれば、休眠特許の活用による新たなビジネスの展開、資金調達が可能になる。自らの特許権を他者にライセンス提供するニュービジネス、また、個人や中小企業の持っている特許を用いて新事業を創始する者も現れるであろう。さらに、大企業においても特許権の経済的価値(市場性等が盛り込まれた広義の金銭的価値)評価が確立されれば、防衛目的だけでなく、新たな収益源としての特許出願が促されることになるであろう。

次に“企業の潜在的成長力の再評価”についてである。昨今、企業の抱える知的財産権の会計的取り扱いについての論議が盛んである。現在、知的財産権をどのように企業の財務諸表に計上するかはまだ定まっていない。特許の経済的価値評価の確立は、財務諸表への計上を可能にする一つの大きな要素であり、計上が可能になれば、企業成長力の再評価が可能になる。このような点からも、評価手法確立のニーズは大きいと言える。

“特許流通、移転促進、特許の担保化・証券化などのツール”は、この論文の政策提言の核となる部分である。知的財産権担保融資は、2004年に入ってからの実施件数がわずかに2件と極めて少ない。その原因として先述したとおり「担保価値と担保処分の難しさ」があげられる。特許価値評価手法の確立と担保処分の容易化が図られれば、知的財産権担保融資の発展に向け大きな追い風になる。

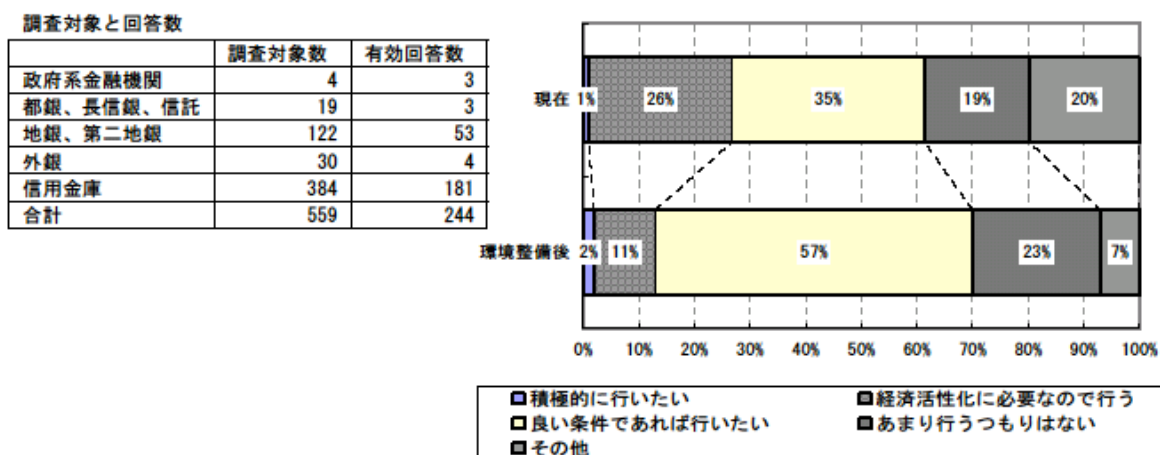
これまで挙げた3つの役割、すなわち、特許権のライセンスを利用したビジネスの促進、財務諸表への計上による特許保有企業の評価の高まり、特許権を活用した融資、証券化等の金融側面でのビジネスの後押しにより、“新規開業の促進”が促され、国家の発展にも大きく寄与することとなる。

上記以外にも、特許価値評価の確立により、特許価値評価の需要者は同一の相場観を共有することになり、特許に関わる様々なビジネスで相乗効果があると考えられている。

#### 4. 1. 3 知的財産権担保融資での効果

##### ➤ 金融機関のニーズ

産業基盤整備基金（現 中小企業基盤整備機構）が2000年12月に実施したアンケート調査は以下のような結果であった。



（出所）産業基盤整備基金 『知的財産権担保を活用した融資に関する調査研究報告書』2001年

出展：谷地向ゆかり(2004)「知的財産権担保融資の概要」信金中金総合研究所

また、知的財産権担保融資を行うにあたって必要とされる環境整備とは何かという問いに対しては、「公的な機関による担保価値評価制度の確立」（92%）、「知的財産権に関する担保設定ノウハウのマニュアル」（88%）、「公的な機関による知的財産権の買取保証制度」（84%）と“公的機関への期待”、“担保としての安定性”に関するものが多いことがわかる。

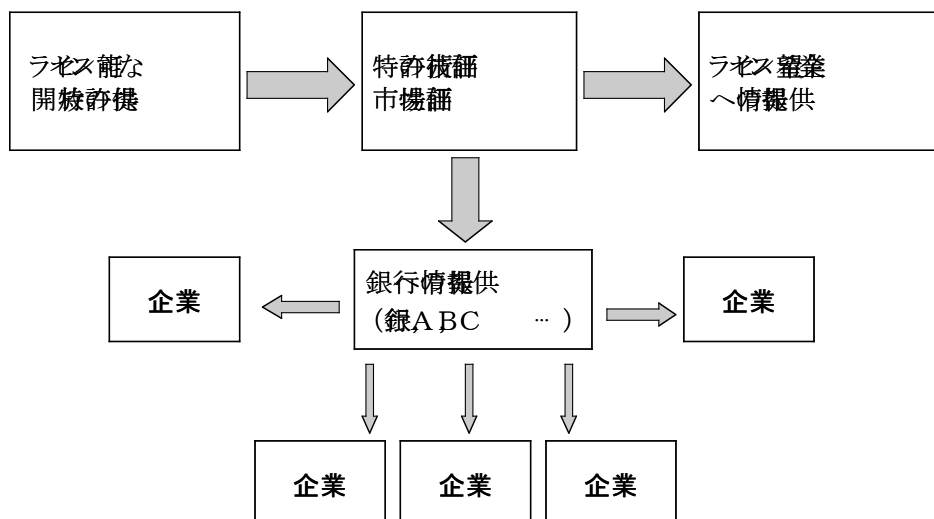
##### ➤ 知財権担保融資の問題点と知的財産権価値評価の確立

知的財産権担保融資の問題点として“価値評価の難しさ”があげられる。価値評価が難しいがゆえに融資を行う際、担保価値の評価に手間、資金が大きくなってしまふ。したがって、融資金額が小さいと採算が合わない。さらに、現行では、担保処分においても不安定があり、融資制度としての完成度は高いとはいえない。そのような融資において、融資額が大きくなれば採算が取れないのであれば、知的財産権担保融資の件数が増加していくはずはない。

ここで、価値評価が確立されれば、担保設定にかかる手間は軽減され（特許価値評価機関創設の際には、担保価値評価にかかる費用は、機関への評価手数料として回収するものとする）、融資額が小さくとも採算性のあうものとなる。

## 第2節 特許価値評価専門機関の概要

### 4. 2. 1 スキーム説明～国と地銀協との共同出資株式会社～



以上のスキームが示すように想定する評価機関は、特許価値評価に関わる3つのビジネスを主な業務とする。

ビジネス1～開放特許ライセンス市場～

- ① ライセンス提供の意思のある企業や大学などから特許情報を収集する機能
- ② それらの特許価値を評価する機能（時価等、ライセンス料）
- ③ その特許を利用したいと考えるユーザーに情報を提供し、ライセンス契約を支援する機能

（『特許ビジネスの活性化に向けて』 姫野桂一を参考

<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2003/pdf/cs20030710.pdf>)

ビジネス2～価値評価ビジネス～

- ① ライセンス提供意思の有無に関わらず、特許価値評価を希望するものの特許を評価する機能

ビジネス3～銀行への特許仲介機能（ブローカー機能）～

- ① 機関から銀行への情報提供
- ② 銀行から取引企業へのライセンス特許の紹介

最初にビジネス1について説明したいと思う。まず、“ライセンス提供の意思のある企業が評価機関に特許の価値評価を依頼する。次に評価機関が特許の価値評価を行い、ライセンス料および時価を算出する。そして、そのライセンス料でライセンス契約を結びたいもの、また、その時価で当該特許を購入したいものは、評価機関を仲介して権利契約を結ぶ。このとき、当機関は、ライセンスを希望する企業へのライセンス契約のサポートといったことにも対応もする。”というものである。

価値評価においては、どんな特許においても当機関が預かるのではなく、「その技術内容と将来性を検討してスクリーニングにかける（将来性などについて選別を行う）」といった工夫を行う必要がある」（『特許ビジネスの活性化に向けて』 姫野桂一

<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2003/pdf/cs20030710.pdf>）。つまり特許を審査し、そのうち将来性があると判断される特許のみを預かるのである。この手法は、リクルートが、大学の有する技術内容を移転するビジネスで既に試みられており、参考になるものである。

また、特許というものは、新技術の誕生により価値の陳腐化が非常に早い。状況の変化に応じて価値の再算定が必要であるため、定期的な価値の見直しが必要である。

ライセンス料、時価の公開については、インターネットを用いた「特許流通データベース」(『特許戦略時代』荒井寿光)の整備が望ましい。このような特許のバーチャルマーケットといえるビジネスは、公的機関の日本テクノマートによって既に行われている。「日本テクノマートのホームページでは、特許の売り買い情報が載っており、また検索機能も発達している。したがって、ライセンス契約を希望するものは、関心分野の特許に絞り込み、希望するような技術があれば、より詳細な情報を得て、契約するか否かの決定をすることができる」(『特許戦略時代』荒井寿光)。この仕組みは、大いに参考になる。ただ、特許のスクリーニング機能がないこと、特許価値評価におけるノウハウおよび人材がないことを考慮すると、特許価値評価機関としてはまだ役割が足りないだろう。

次に、ビジネス 2 について説明したいと思う。評価機関は、開放特許を価値評価するだけでなく、開放特許評価によるノウハウの蓄積を非開放特許評価においても活かすことが求められる。この機能により知的財産権担保融資における担保特許の価値評価が明確になり、知的財産権担保融資の活性化の一つの原動力となることが期待される。このことについては 5. 2. 5 でもう一度詳しく説明する。

最後にビジネス 3 について説明したいと思う。「特許は、技術的に高度なもので一般的にわかりづらいものである」(『特許戦略時代』荒井寿光)。したがって、特許の有用性を理解し、潜在的な需要者に紹介し、さらに提供者との取引成立まで結びつける、いわゆる特許ブローカーたる存在が不可欠となる。1990年代米国で特許市場のマーケットプレイスが相次いでで登場したが、特許仲介機能が弱いために失敗したという事例からも特許ブローカーの必要性が大きいことがわかる。

この特許ブローカー業務は、銀行のビジネス上のネットワークを活用することによって実現される。銀行は、企業取引を通じて企業の経営状態、ニーズ等幅広い内部情報を保持している。特に、第 1 章で紹介したリレーションシップバンキング (RB) という言葉に象徴されるように、地域金融機関は地域に根付いた長期的な中小企業融資を展開することで借り手企業のきめ細かい情報を有している。したがって、銀行は、ライセンス希望企業の検索・情報提供において最も優位な立場にある。銀行がこの業務を行えば、銀行にとっても特許権仲介による手数料収入が確保できる。この業務は RB において、広い意味でのビジネスマッチングに相当すると考えられる。このように、地域金融機関が特許ブローカー業務を行うことに対する可能性・社会的なニーズも存在すると言えるだろう。

#### 4. 2. 2 スキームのポイント

上図のスキームにおいてポイントとなることは、“特許価値専門の機関を創設する”、“機関創設のため国と全国銀行協会が出資する”、“ライセンス可能な開放特許の市場をメインとしつつも、それ以外の特許の価値評価も行う”、“特許価値評価機能に加え仲介機能も有している”ことである。

#### 4. 2. 3 特許価値評価の専門機関を創設する理由

特許価値を評価するに当たり、専門機関を創設するのは、特許価値評価は以下のような特徴を有しているからである。

- 特許価値評価の精度は、情報の量と質に依存

「特許の具体的な価値を評価するに当たっては、その特許が対象とする技術領域およびその活用事業の把握、認識からはじまり、技術的要因、経済的要因、法的要因さらには戦略的要因といった様々な情報を収集し、分析する必要がある。そして、こうした情報を多元的に分析することによってはじめて、その特許の価値を評価することが可能となる」(特許庁特許庁総務部技術調査課 研究班「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」：[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/tokkyo\\_hyouka.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/tokkyo_hyouka.htm))。また、上記と大いに関わる「市

場での相対的な地位」(類似特許の取引事例との比較によって推計する、その特許の市場価値)を把握するには、情報・ノウハウの蓄積が不可欠となる。特許権は、より進歩した技術の開発による既存特許の陳腐化が早い。それゆえ、市場での相対的地位を把握することがきわめて重要になる。市場での相対的地位を確認するには、1つの機関が価値評価に特化し、情報・ノウハウを蓄積することが最も効率的である。

- プロ集団の必要性

現在、評価を行える人材が少ないということが最も大きな問題であるが、評価のスキルを持つ人材が分散していることも問題である。

「特許権は、「目に見えないものである」という基本的なポイントがある。したがってその評価、分析にあたって多面的な知識が必要になる。その多面的な性質が故に、現在、特許権評価に関して、弁護士、弁理士、公認会計士、技術コンサルタント、シンクタンク等様々な専門家がそれぞれの得意分野から攻略を図っているという状況にある」(連載『知的財産の価値分析に必要な視点』南部聡 中央青山監査法人HP：<http://www.chuoaooyama.or.jp/ip/trend/index.html>)。偏った知識・見解では、特許の全貌をとらえた本当の意味での「評価」はできず、知的財産戦略も構築できないといえる。

特許庁特許庁総務部技術調査課研究班「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」によると「実際に特許価値評価を行うものは下記の専門的な知識あるいは能力を複合的に備えていることが期待される」という。

特許技術分野に関する知識

技術の内容を理解しその優位性や産業での利用可能性、代替技術などを判断できる知識

それぞれの専門分野における技術動向の理解

工業所有権法などの法的知識

工業所有権法全般の知識

知的財産制度や判例を熟知し、戦略的に活用するための実務的知識

独占禁止法、契約法など事業に関わる広範な法的知識

高度なファイナンス理論の知識

企業評価などに用いられるファイナンス理論と実務

ファイナンス理論や統計的手法に用いられる数学的知識

会計、税務の知識

会計に関する広範な知識

税務に関する基本的な知識

国際的知識

上記の項目に関する国際的な制度や動向に関する知識

特許庁特許庁総務部技術調査課研究班「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」より

これらの専門性や知識、能力を備えた人材を探すことは不可能に近い。したがって、各々の部門における専門家を組み合わせた1つのチームによって評価を行うことになる。評価機関の創設により、価値評価における様々な専門性を有した人物が協働できる環境が整備されることとなる。具体的には、弁理士、会計士、弁護士などの専門家との連帯が実現される。

- 評価としての不安定性

「特許の価値は非常に多様性があり、評価を必要とするシナリオや評価の目的、採用する手法やデータ並びに評価者の立場によっても、その結果は大きく変わってしまう」(特許庁特許庁総務部技術調査課研究班「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」:

[http://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/chousa/tokkyo\\_hyouka.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/chousa/tokkyo_hyouka.htm))。評価者の立場により評価が変わってしまうと、取引参加者の中で相場観を共有することができず、相場が形成されない。価値というのは、経験と理論双方の裏づけによって出来上がる。したがって、取引参加者が、同一の価値評価基準で共通の相場観を持つことで価値評価の水準が高まることとなる。

#### 4. 2. 4 国、全銀協が機関創設に関わる理由

このような機関の創設は、初期投資が大きい。そのため、機関を利用したいと思うものが存在していても機関の創設資金の出資となると話は異なってしまう。つまり、初期投資を払わなくとも、利用者は当機関を使用できることとなり、そういう点で当機関はいわゆる公共財に近い性格を持っている。また、有用性は大きくとも展望は不確実であり、民間が単独で行うにはビジネスとしてのリスクはあまりにも大きい。よってこのような機関創設を助成するのに際し公的機関の関与は不可欠となる。

また、我々は、全銀協が、当機関創設におけるインセンティブの最も大きい機関であると考えた。そのインセンティブとは具体的に、特許価値評価機関ができて知的財産権担保融資の発展が促されることることによって、新たな融資先の発掘が可能となるということである。

#### 4. 2. 5 開放特許、非開放特許をともに評価する理由

評価機関を通じて開放特許が価値評価・流通される際には、当該特許は、ライセンス希望企業にライセンス契約されるか、購入希望企業へ譲渡されることが考えられる。このとき、当機関は、価値評価による手数料と仲介による手数料を得ることができる。

開放特許以外が価値評価される際には、仲介・流通されないため、価値評価のみが行われる。この機関は、価値評価時の手数料のみを得ることができる。

この点が知的財産権担保融資の促進にあたって一つの大きなポイントとなるのだが、当評価機関が、開放特許以外も評価することにより、銀行は、知的財産権担保融資での当機関の活用が可能になる。担保特許（非開放特許）の価値評価での活用が可能になるからである。

想定するような機関や市場が創設されたなら、保有特許の譲渡あるいはライセンス契約によって資金調達をしたい企業は、市場を通じて、言わば、直接金融的な資金調達が可能となる。一方で特許権は、その所有者しか使用できないという特許権保有企業の占有を保証する機能を有している。このように、特許権をそのまま自社で占有したいという企業は、この制度によって知的財産権担保融資という形態で資金調達することが可能となる。銀行や当機関との秘密保持が守られるのであれば、自らの特許情報を公開することなく資金調達をすることができるからである。

#### 4. 2. 6 評価機能と仲介機能を有する理由

開放特許については、環境さえ整備されれば特許を活用したい、また、利用したいというニーズが高い。したがって、我々が想定しているような機関の創設により、特許の流通が盛んになり、特許のビジネス面での、また、資金調達面での活用が促進されるだろう。

ただ、非開放特許による知的財産権担保融資を行った後の担保処分時にはより強力な仲介機能が必要となる。前述したように特許所有者が特許権を担保に資金を調達する際には、当該特許権は、非開放特許（防衛特許）ということになる。つまり、特許所有者側には、特許に関わる権利を占有しながら資金調達を行えるというメリットがある。その反面、金融機関側は、機関を通して情報を公開できないため、想定機関創設後も担保処分が円滑に進まないのではないかと懸念を拭い去れないということの意味する。

この懸念を払拭するために機関を利用した、担保処分時の銀行ネットワークの利用を提言している。処分時に取引相手が限られてしまうと、取引相手を探すのにまずコストがかかり、さらにその間にも担保にしていた特許価値が劣化してしまうが、このネットワークを利用することで取引費用・価値劣化リスクを削減することが可能になるのである。

#### 4. 2. 7 人材育成について

特許仲介において銀行ネットワークを利用するため、行員の知的財産権の知識およびノウハウの蓄積は不可欠となる。「評価機関での研修、価値評価に関するセミナーなどで価値評価の重要性の啓蒙から具体的な評価手法といったより実践的な知識を得る機会を提供すること」（特許庁特許庁総務部技術調査課研究班「特許流通市場における特許価値評価システムに関する調査」

[http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/tokkyo\\_hyouka.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/tokkyo_hyouka.htm)) が重要となる。さらにRBでも人材育成について「目利き」養成の必要性として記述しており、このことは地域金融機関を含めた全銀協が、特許価値評価機関の創設にコミットすることの整合性を導いていると言える。

## 第3節 知的財産権担保融資における評価機関の利用法

### 4. 3. 1 担保設定（価値評価）での利用

既述したように知的財産権担保融資が発展しない大きな理由の一つは、担保価値評価が難しいことである。前述したように評価に非常に手間と費用がかかるため、融資金額が小さいと採算が合わない。そこで、融資の担保評価時に当評価機関を活用すれば、この問題の一部を解決させることができる。銀行は、難しい担保評価(担保の特許部分)を当機関に一任すればよい。この際、銀行は当機関に手数料を支払うこととなるが、この手数料が、従来の担保評価に要していた費用を下回れば、融資金額が小さくとも採算がとれる。現状、知的財産権担保融資は、担保価値評価・処分が難しく融資としてのリスクは高い。このような融資が、融資金額の大きなものでなければ採算が取れないのであれば、銀行の融資を実施するインセンティブは当然小さいものとなる。機関創設により担保価値評価が容易化されれば、知的財産権担保融資の実施が促進されるであろう。

また、担保価値評価が難しい原因として特許権の陳腐化が早いということもあげられる。この問題に対しては、評価機関が、評価特許をモニタリングし、常に市場での相対的地位を把握することで解決する。市場での相対的地位を基に時価の再算定を行い、その結果、担保特許が、必要な担保価値を下回ってしまった際には、銀行サイドは、借り手に新たな担保を要求することができる。

知的財産権担保融資を政策的により発展させるのであれば、銀行が特許価値評価の際に支払う手数料を政府が補助するとよい。融資実施に伴う費用が小さいほど融資額の小口化が可能である。融資額の小口化は、融資実行件数増加の一要因であり、知的財産権担保融資発展に寄与するだろう。

### 4. 3. 2 担保処分での利用

担保処分は、既述した銀行ネットワークを利用したブローカー機能を使うことになる。担保処分は、元利金の早期の回収という観点から特許権の第三者への譲渡というかたちが望ましい。ただ譲渡となるとライセンス契約より高額となるため、譲渡先の確保は、難しい。担保特許の性質によって銀行側が、譲渡契約にするか、あるいは、ライセンス契約にするかを柔軟に選択できる制度が必要であろう。

なお、担保譲渡先候補が、複数見つかった場合は、M&Aで用いられるオークション方式を用いるのが適当である。

知的財産権担保融資を政策的により発展させるのであれば、担保価値評価時と処分時に金額の乖離があれば、それを政府で補填する、また、預金保険機構のように銀行で資金を集め保険金として補填するという策が考えられる。

### 4. 3. 3 融資促進策の是非

#### ● 手数料の補助

価値評価にかかる手数料のみに補助金を与える状況を想定する。この場合、担保となる特許権の価値の下落についてはカバーしないので、既述した公的補填に比べモラルハザードが起こりにくい。反面、融資を促進する作用は限定的となる。

- 公的補填、保険の活用

特許価値が下落した際に発生する損失を補償する状況を想定する。この場合、制約を設けなければどの担保についても必ず価値を保証することになるのでモラルハザードが起りやすく、どのような損失に対してどの程度補填するのかなど詳細の決定が必要となる。ただ、手数料の補助に比べれば融資促進作用は強く、融資件数が増加するまでの時限的措置としては有効な手段となりうる。融資件数が、どの程度になれば補填を廃止するか、また、縮小するかなど制度を導入する前に詳細を詰めておくことが重要となる。

また、この制度は、評価機関にとっても評価の水準を高めるインセンティブになる。しかし、評価時と貸倒れ時にはタイムラグがある点、外部経済の変化により陳腐化の早い特許権でこのような制度が可能なのかという点で検討が必要である。

## 第4節 評価機関の設立

我々は、特許価値評価機関の設立に当たり株式会社の形態をとることが望ましいと考えている。その際、出資金は政府や全国銀行協会・信用中央金庫等の機関創設のインセンティブを持つ（機関創設によって利益を受容する）機関が共同出資すると良い。公共財として社会的便益を重視すべきという点から出資比率は、政府が51%、残りを全銀協、信金中金で分担するというかたちになる。

さらにこれらを実現するには、産業再生機構における「株式会社産業機構法」のような法の策定が必要である。法律では、出資金、資金調達法、役員人事、業務範囲、民営化に関する取り決め、罰則等の詳細の規定が不可欠である。

## 第5節 評価機関の運営

### 4.5.1 資金調達について

特許価値評価機関は、その業務に必要な資金を借入金及び社債により調達することになる。ただ、これらの借入金及び社債については、創設される法律に基づき日本国政府による保証が付されることとなる。（産業再生機構の資金調達モデルを参考）

### 4.5.2 活動方針（産業再生機構の活動方針参考）

- ✓ 中立性、公平性、高い倫理観を共有する特許価値評価の一級の専門集団の組織。組織はフラットで自由な意思疎通ができる柔軟性に富むもの。
- ✓ 専門集団は、国家、国民への奉仕の精神を忘れず、国民負担の最小化等、社会の要請に対して真摯に仕事に取り組み、最高の技術を駆使して最善の結果を目指す。
- ✓ 機関は民間機能を使って特許価値評価を実現する目的で作られたものであることを銘記し、市場原理を尊重する。
- ✓ 機関の全役職員は、その性格上、絶対的な守秘義務を遵守する。

（産業再生機構の活動方針参考）

## 第6節 評価機関の将来像～評価機関の民営化～

当評価機関は、社会的に望まれてはいるものの初期投入費用が大きいため、民間だけによる創設は困難である。この理由で創設初期に関していえば公的機関の介入余地が大きく見込まれると判断できる。しかし当機関の効率的運営ということを考えれば、民間ができることならば民間でやるのが望ましく、いずれは民営化することを目標とすべきである。創設時点で「〇年後に民営化を目標」等、具体的な目標を掲げ、目標年までにビジネスとして成立させるような企業努力が必要である。

ただ、目標年を掲げながらも、知的財産権担保融資の発展具合との折り合いを見て民営化の延長など柔軟な対応が必要になることも考えられる。

民営化に伴い、補填の縮小・廃止をどのようなタイミングで行っていくかは、創設時点で決定されるべき問題となる。ただ、これも、知的財産権担保融資の発展具合との折り合いを見て更なる意思決定が必要となる。

## 参考文献

### 《先行論文》

- 家森信善（2004）『地域金融システムの危機と中小企業金融－信用保証制度の役割と信用金庫のガバナンス－』千倉書房
- 藪下史郎・武士俣友生（2002）『中小企業金融入門』東洋経済新報社
- 藪下史郎（2001）『貨幣金融制度と経済発展－貨幣と制度の政治経済学－』有斐閣
- 塩澤修平（2000）「中堅中小企業ファイナンスに関する理論的分析の視点」『金融市場局ワーキングペーパーシリーズ2000－J－11』（2004/11/06 アクセス）

### 《参考文献》

- 土肥一史(2004)『知的財産法入門〔第7版〕』中央経済社 序論・第4章
- 永田眞理(1996)『Q&A知的財産権の考え方』日経文庫
- J・E・スティグリッツ(藪下史郎(他)訳)(2000)『スティグリッツミクロ経済学 第2版』東洋経済新報社 第10章
- 永谷敬三(2002)『入門情報の経済学』東洋経済新報社 第1章
- 知的財産戦略会議(2002)『知的財産戦略大綱』
- 朝日監査法人(2003)『図解 知的財産マネジメント』東洋経済新報社 p58~p101  
日本弁理士会 HP  
<[http://www.jpaa.or.jp/ip\\_info/zaisan.html](http://www.jpaa.or.jp/ip_info/zaisan.html)>(2004/11/4 アクセス)
- 産業整備基金(2002)「知的財産権担保融資マニュアル」  
<[http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki\\_manu.doc](http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki_manu.doc)> (2004/11/5 アクセス)
- 産業整備基金(2002)「知的財産権担保を活用した融資に関する調査・研究報告書」  
<[http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki\\_1\\_4.doc](http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki_1_4.doc)> (2004/11/5 アクセス)
- 信金中央金庫総合研究所(2004) 金融調査情報「知的財産権担保融資の概要」  
<<http://www.scbri.jp/PDFkinyuchousa/scb79h16s06.pdf>> (2004/11/5 アクセス)
- 日本政策投資銀行 HP  
<<http://www.dbj.go.jp>> (2004/11/5 アクセス)
- 特許庁 HP  
<<http://www.jpo.go.jp/seido/index.htm>> (2004/11/5 アクセス)
- 金融庁(2003)「リレーションシップバンキングに関するアクションプログラム」  
<<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2/01.pdf>> (2004/11/05 アクセス)
- 首相官邸(2002)「知的財産戦略大綱」  
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>> (2004/11/09 アクセス)
- 愛知県産業労働部産業技術課(2003)「知的財産への取り組みに関するアンケート調査」  
<<http://www.pref.aichi.jp/sangyo/chiteki/pdf/gaiyo/angaiyo.pdf>> (2004/11/9 アクセス)
- 山口大学産学公連携創業支援機構(2004)「知的財産に関する総合的な評価指標に関する調査研究」『平成15年文部科学省「21世紀型産学連携手法の構築に係るモデルプログラム」成果報告書』
- IPA(2004)「IPA知的財産研究会報告書」  
<[http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/pdf/chizaiken\\_report.pdf](http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/pdf/chizaiken_report.pdf)> (2004/11/05 アクセス)
- 発明等評価検討委員会(2002)「知的財産権価値評価のニーズ調査報告書」  
<<http://www.jpaa.or.jp/ip-information/iphyouka/iphyoukaneedshoukoku-200203.pdf>>

(2004/11/05)

特許庁特許庁総務部技術調査課研究班(2003)「特許流通市場における特許価値評価システムに関する研究」

<[http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/tokkyo\\_hyouka.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/tokkyo_hyouka.htm)>(2004/11/05 アクセス)

荒井寿光(1999)『特許戦略時代』日刊工業新聞社

姫野桂一(2003)「特許価値評価ビジネスの活性化に向けて」

<<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2003/>>(2004/11/05 アクセス)

中央青山監査法人 HP

<<http://www.chuoaooyama.or.jp/>>(2004/11/05 アクセス)

産業再生機構 HP

<<http://www.ircj.co.jp/index.html>>(2004/11/05 アクセス)

## 《データ出典》

「業態別貸出先別貸出金」

<<http://www.scbri.jp/EXCELtoukei/12gyoutaibetusakibetukasikin.xls>> (2004/11/10 アクセス)

中小企業庁 HP

<<http://www.chusho.meti.go.jp/>>(2004/11/09 アクセス)

数坂孝志・成瀬智(2003)「信用金庫の収益性の動向とその問題点—業態間の時系列分析より—」<<http://www.scbri.jp/PDFsonohoka/sonota6.pdf>>(2004/11/09)

特許庁 HP

<<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>> (2004/10/09 アクセス)

愛知県産業労働部産業技術課「知的財産への取り組みに関するアンケート調査」

<<http://www.pref.aichi.jp/sangyo/chiteki/pdf/gaiyo/angaiyo.pdf>>(2004/11/09)

IPA(2004)「IPA 知的財産研究会報告書」

<[http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/pdf/chizaiken\\_report.pdf](http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/pdf/chizaiken_report.pdf)> (2004/11/05 アクセス)

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<[http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki\\_1\\_4.doc](http://www.jasmec.go.jp/isif/hoho/jyoho/doc/titeki_1_4.doc)> (2004/11/05 アクセス)